

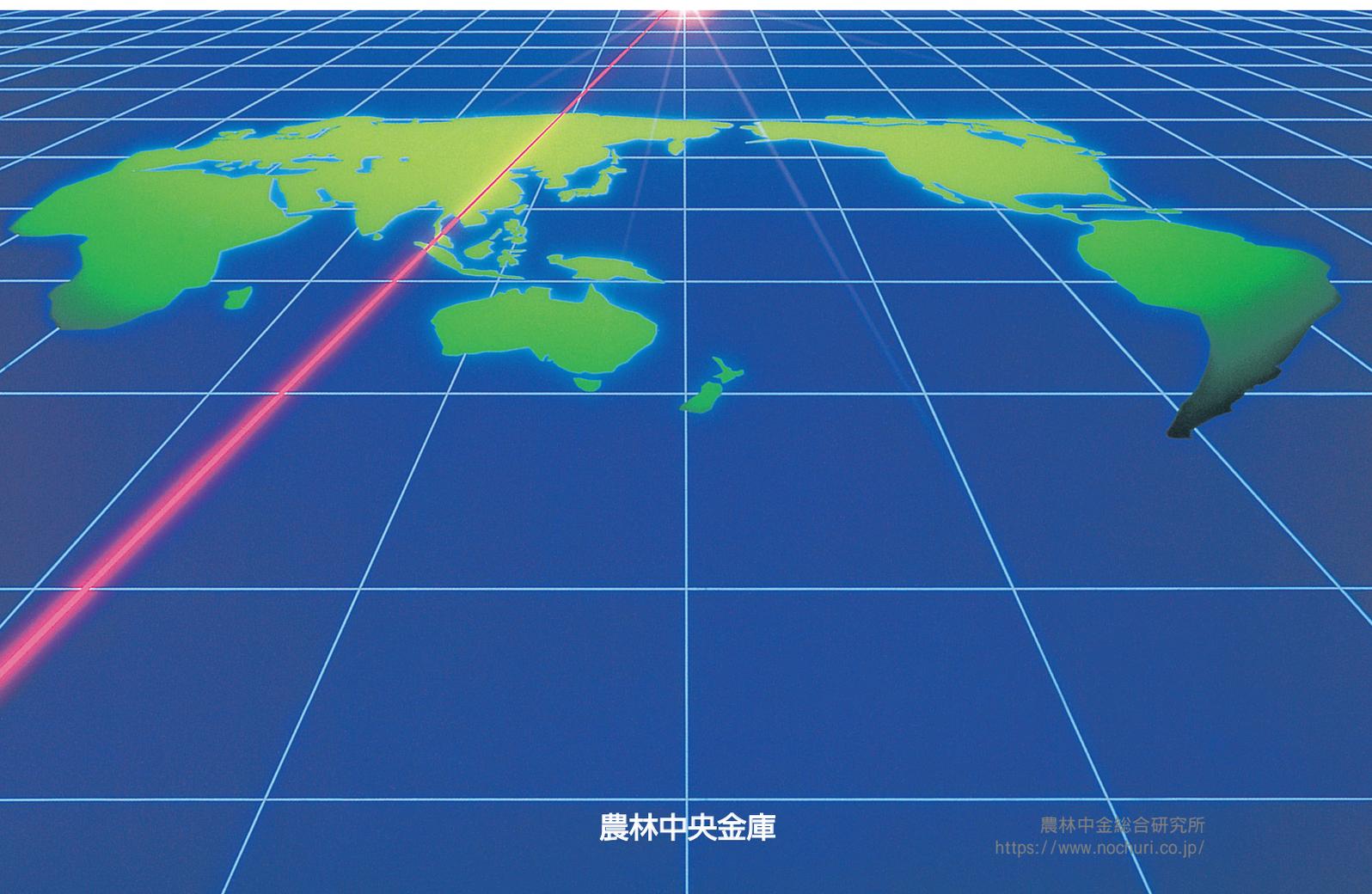
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2025 **8** AUGUST

中国の農地取引の最新動向

- 中国の耕地流動化の進捗状況と特徴
- 農地貸借に関与する組織の日中比較と取引形態に関する考察



日本の農地の制約条件

1965年に600万haあった日本の耕地面積は24年時点で427万haまで減少している。北海道と都府県別にみると、北海道は95万haから114万haにむしろ増加しているため、この減少は都府県の耕地面積の減少によるものである。この耕地面積の減少には主に二つの要因、一つは農業の内部要因による減少（農産物自由化などによる農業経営悪化、高齢化や後継者難などによる耕作放棄の影響）と、もう一つは農外要因による減少がある。農外要因としては、戦後の人口増加による住宅用地の需要増が底流としてあるが、高度成長期、列島改造ブーム、バブル期といった経済活動が活発な時期にも顕著で、逆に景気低迷期には沈静化する傾向がみられている。これは経済活動の活発化する時期に工場用地・商業用地などの需要が増加するためとみられる。

こうした農地をめぐる情勢の根本的な背景には、そもそも日本で国土に占める可住地面積（平野）の割合が低く、土地における農業とそれ以外の用途利用の競争が生じやすいことがあげられる。国土交通省によればイギリス、フランスの国土に占める可住地面積割合がそれぞれ84.6%、72.5%を占めるのに対し日本は27.3%にすぎない。しかも日本の国土は森林（山）が7割占め、急峻である。例えば、明治時代に日本にきたオランダ人技術者が日本の川をみて、「これは滝だ」といって驚いたとされる話がある。日本で最も長い信濃川は367km、次ぐ利根川は322kmの長さしかないが、ヨーロッパの主要河川ドナウ川は2,857km、ライン川は1,233kmで海にそそぐ。平地の少なさ、国土の急峻さといった地勢条件の制約があるなかで、日本の平地の農地は農業以外の経済活動にとっても利用価値が高いわけである。一方、山間地の農地は農業にとって条件が不利で、また農外利用も難しいため、そのまま減少（かい廃）に向かう傾向が強かったとみられる。

もちろん、第二次大戦後、戦後の食料難や人口急増などに対応するため日本でも農地の造成が積極的に行われた。干拓などによる造成が60年代後半には年間5万～8万haにのびたが、農産物の輸入自由化が進むなかそのペースは大きく低下し、00年代以降は5千～1万haにとどまっている。区画整備済の農地面積も00年代以降は増加幅が縮小し、頭打ちの状況となっている。優良な農地が日本で今後大幅に増加していく可能性は少ないとみられ、担い手への農地集積の限界も近いのではないかと筆者は指摘してきた。ただし、農地の拡大余地が少ないなかでも、農地の流動化により経営体ごとの農地の効率的利用を実現すれば、とくに土地利用型農業において農業の生産性を高めることは可能とみられる。

経営の零細性、高齢化の進行、担い手不足といった農業の抱える問題は、東アジア農業において共通の課題である。本号の王論文、若林論文では、経営規模が日本に比べ小さい中国でいかに農地の利用集積を進めているかについて、農地中間管理機構と似た機能を持つ中国の農村産権交易所を例に実態調査を交えながら論じている。

（株）農林中金総合研究所 特別理事研究員 内田多喜生・うちだたきお

今月のテーマ

中国の農地取引の最新動向

今月の窓

日本の農地の制約条件

(株)農林中金総合研究所 特別理事研究員 内田多喜生

「市場化」の進展とそのインパクト

中国の耕地流動化の進捗状況と特徴

王 雷軒 (Wang Leixuan) — 2

農地貸借に關与する組織の日中比較と
取引形態に關する考察

信州大学農学部 准教授 若林剛志 — 16

情
勢

家計における調味料の消費動向の推移

古江晋也 — 34

談話室

中国の農村土地制度

——農民の権利保護と経営効率化、持続的な発展の
はざまで——

立命館大学経済学部 教授 高屋和子 — 48

本
棚

猪瀬直樹 著

『昭和16年夏の敗戦 —新版—』

小畑秀樹 — 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

中国の耕地流動化の進捗状況と特徴

—「市場化」の進展とそのインパクト—

主任研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

中国における耕地流動化の特徴の1つとして耕地の経営権取引が農村産権交易所を通じて取引されていること、いわゆる「市場化」が挙げられる。2020年まで交易所に関する全国的統計資料がなかったこともあり、市場化の進展が耕地流動化に与える影響を考察した研究は少ない。

本稿は、統計資料を用いて最近の耕地流動化の進捗状況および交易所の利用状況を示したうえで、流動化における市場化の進展度合いを推計し、その影響を検討した。その結果、交易所の体制整備の強化を受けて、流動化された農地面積の約半分が交易所を利用するようになり、農地流動化における市場化の進展はかなり進んでいることが明らかとなった。

このような農地流動化における市場化の進展が、一部の地域では地代の過度な上昇を招いている。今後は、地方政府が基準地代公示制度の拡充を図り、交易所が取引価格の上限を設けるなどの施策を打ち出す必要があるだろう。

目 次

はじめに

1 中国の耕地流動化の進捗状況

- (1) 中国の農地と統計資料
- (2) 耕地流動化の進捗状況
- (3) 耕地流動化の特徴

2 流動化における交易所のプレゼンス

- (1) 交易所の概況

(2) 交易所の取引実績

(3) 推計した「市場化」の進展度合い

3 「市場化」の進展による影響の検討

- (1) 良い影響
- (2) 悪い影響
- (3) 望ましい対策

おわりに

はじめに

中国における耕地流動化の特徴の1つとして耕地の経営権取引が農村産権交易所（以下、交易所）を通じて取引されていること、いわゆる「市場化」が挙げられる。日本の農地中間管理機構に類似するこの交易所は、農村財産権の取引需要を満たしつつ、権利を保護することを目的として設立されており、主な業務として、耕地経営権取引を含む農村財産権取引の仲介を行っている。近年は、交易所の体制整備や場内取引促進策を背景に、耕地流動化における市場化が加速しているとみられる。

しかし、2020年までは交易所に関する全国的統計資料がなかったこともあり、こういった市場化の進展度合いを推計し、その進展が耕地流動化に与える影響を考察する研究は少ない。そこで、本稿では、中国の農業農村部（日本の農林水産省に相当）が公表する『中国農村政策与改革統計年報』などの統計資料を用いて、最近の中国耕地流動化の進捗状況および交易所の利用状況を示したうえで、流動化における市場化の進展度合いを推計し、その影響を検討する。このことは、中国の耕地流動化の実態に関する理解を深めるとともに、日本の農地集積・集約化を考えるための参考材料となりうる。

本稿の構成は以下のとおりである。次の第1節で、中国全土の農家請負耕地面積に占める流動化された耕地面積の割合を算出

し、中国の耕地流動化の進捗状況と特徴を述べる。第2節で、交易所の設立状況や人員体制をめぐる最近の動きを示し、交易所の農地関連取引実績をもとに流動化における市場化の進展状況に関する推計を行う。第3節では、流動化における交易所のプレゼンスが高まりつつあることの影響について検討する。最後に結論と課題を示す。

1 中国の耕地流動化の進捗状況

中国の農家が請け負った耕地の流動化の進捗状況および特徴を述べる前に、正確な理解のため、中国の農地分類や特徴、また本稿で利用する主な統計資料について簡潔に紹介しておこう。

(1) 中国の農地と統計資料

周知のとおり、中国の農地は個人や法人が所有することはできない。中国の『土地管理法』や『農村土地請負法』などの関連法令によると、農地は国による収用、またはその他の理由から国家に所有されているものを除き、基本的に村民小組（グループ）、村、郷鎮などの農村集団に所有される。『中国農村政策与改革統計年報』によると、23年末時点の集団所有農地面積は68億ムー（4.5億ha）、うち耕地18億ムー（1.2億ha）で集団所有農地の26.3%を占めている（注1）。

この集団所有農地の多くは農家に分配され（請け負われ）ているが、集団所有農地

面積のうち林地の未配分面積割合は36.3%、草地は28.1%、養殖池に至っては72.9%と高い割合を示している（第1表）。

本稿で利用する主な統計資料である『中国農村政策与改革統計年報』（以下、政策改革統計）についても説明しておこう。農業農村部は、組織の再編などで『中国農村経営管理統計年報』の代わりに、『中国農村政策与改革統計年報』という新たな統計資料を19年から公表し始めている。農業農村部のなかに交易所を管理・指導する専門部署が設けられて21年からは交易所に関する中国全土および省別の基本状況を示す「農村産権流転交易情況統計表」（交易所統計表）も政策改革統計に取り上げられるようになってきている。具体的には、交易所統計表は、①交易所の設立状況や職員数、②交易所の年間および業務開始以来累計取引の件数および金額、③交易所の融資仲介に関する状況などを集計している。

第1表 中国農地をめぐる状況(23年末)

(単位 百万ム一、億ha、%)

	面積	ha 換算	割合	未分配 面積 割合
集団所有農地	6,796	4.5	100.0	-
耕地	1,785	1.2	26.3	12.8
果樹園	124	0.1	1.8	36.6
林地	2,237	1.5	32.9	36.3
草地	2,391	1.6	35.2	28.1
養殖池	61	0.0	0.9	72.9
水利施設・水路用地	50	0.0	0.7	-
その他	149	0.1	2.2	-

資料 『中国農村政策与改革統計年報』(23年)から筆者作成

- (注) 1 その他として、施設農業用地や農業インフラ整備用地が含まれている。
 2 未分配とは、農家に配分されておらず、農地が集団所有していることを意味する。
 3 1ha=15ム一。

中国の統計における「農地」は、耕地を指している場合が多いが、交易所に関する政策改革統計においては、「農地」のなかに林地や草地なども含んでいることから、本稿では耕地と農地を使い分けることとした。

また、流動化（流通）は農地（耕地）の権利移動を意味するが、中国の農地制度では主に経営権の譲渡を指す（注2）。経営権譲渡とは、農村集団所有農地が集団内の農家に請け負われた後、請負側が農地経営権を貸出、株式化投資、またはその他の方法で、集団内または集団外の他の農業経営体に移転することを言う。

(注1) 農地に関する統計は、主に中国国家统计局と自然資源部（旧国土資源部）が継続的に公表しているが、10年間隔で実施される全国農業センサスもある。しかし、それらの統計は計測方法の違い等があるため、それぞれの数値に開きがある。

(注2) 中国では各時期で異なる農地経営形式が採用されてきた。人民公社期には集団経営が行われたが、11期3中全会（78年）の後、農地の権利は農村集団所有権と農家請負経営権とに分けられた（両権分置）。その後、工業化や都市化が急速に進み、農村労働力の離農・離村が発生し、農家が自己の請負地を経営しないという状況が顕在化したため、農地の所有権、請負権、経営権の三権分置が行われた。

(2) 耕地流動化の進捗状況

中国の農家1世帯当たりの請負耕地面積は1haに満たない。政策改革統計によると、23年末時点の中国の農業に従事する労働者は2億人にのぼり、労働者1人当たりの平均耕作面積は8.9ム一（約59a）と米国などの農地資源が豊富な国より小さいだけでなく、日本などの相対的に農地資源が限

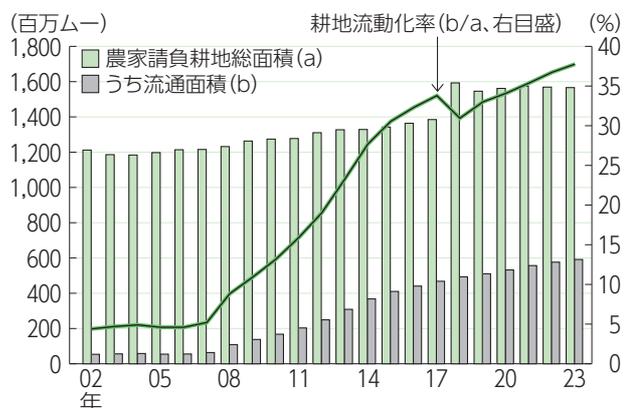
られた国よりも小さい。

したがって、中国では耕地流動化を通じて、耕作の機械化や新品種の導入などにより農業の生産性を向上させる必要性がある。また、地代、種子や化学肥料などの生産コストを差し引くと、農業所得が低く、農業による世帯純収入は出稼ぎや非農業就業よりはるかに少ない。そのため、一部の地域では、農家が耕作を取りやめ、耕地荒廃の状況が発生しつつある。耕地流動化は、荒廃した耕地が他の農業経営体に耕作され、食糧生産力の低下を防ぐねらいもある。農地経営権を譲渡した農家は、出稼ぎなどで稼ぐとともに、地代収入も得ることができる一方、経営権を取得した農業経営体は、耕地の大規模経営によって収入が増える可能性がある。

このような中国の耕地流動化は、80年代初頭に沿海部農村で発生し始め、徐々に内陸部へと拡大してきた。88年改正の『土地管理法』は、農地の請負経営権が譲渡できることを明確に規定し、それまで自主的に行っていた耕地流通に法的根拠を与えた。88年から90年代末までの時期は流通規模が小さく、中国全土の農家請負耕地面積に占める流通耕地面積の割合（以下、耕地流動化率）は1%程度であった（注3）。

ここで統計資料を用いて02年から23年までの期間の耕地流動化率を計算し、第1図に示した。中国の耕地流通の状況は、次の3つの時期に分けられる。第1期は、02年から07年までの期間である。02年から07年までの間に流通面積は大きく変化せず、流

第1図 中国の耕地流動化率の推移



資料 『中国農村経営管理統計年報』(02~18年)、『中国農村政策与改革統計年報』(19~23年)から筆者作成

動化率も4%前後で推移していた。第2期は、08年から19年の『農村土地請負法』の改正までである。流通面積は08年の1億900万ムーから19年には5億1,030万ムーへと年々拡大してきた。流動化率も08年の8.8%から19年の33.0%へと上昇傾向にあった（注4）。19年を除いたこの期間の流動化率の上昇幅の平均値は2.7%と加速した姿が読み取れる。第3期は、20年から現在までの期間である。流通面積は23年の5.9億ムー（3,942万ha）と07年の10倍近くに達したが、この期間の流動化率の上昇幅の平均値は1.2%と、緩やかな上昇が続いた。

（注3）公表されたデータは不連続であるが、旧農業部によると、90年、92年、96年、97年の流動化率はそれぞれ0.5%、1.0%、1.1%、1.2%であった。

（注4）19年の流動化率の低下要因については、若林（2022）は、農地請負経営権の確定作業が進み、中国全土の農家請負耕地面積は増加していることが最大の要因と指摘している。

(3) 耕地流動化の特徴

耕地流動化の形態は依然として貸出がメインである。杜（2019）によると、全体の流通面積に占める貸出形態の流通面積の割合は02年の66.6%から17年には80.9%へと上昇傾向を示している。第2表で近年の数値を確認しても、貸出形態の流通面積は最も多く、その割合は9割近くを占めている。また、貸出のうち集団外への貸出は、流通総面積の1割程度にとどまっている（注5）。

第3表は、農業経営体別に見た譲受（借り受け）割合の推移である。この表から指摘できる特徴は、農家への譲受割合が09年の68.8%から23年の46.5%へと減少傾向にある一方で、合作社（注6）、家庭農場（注7）、企業といった農業経営体のそれが徐々に上昇してきたことである。中国政府は、農業生産性の低迷、農村住民の相対的な低所得、農村経済の停滞といった「三農問題」に対応する

第3表 中国の農業経営体別の耕地経営権譲受面積割合の推移

(単位 億ムー、%)

年末	流通面積	経営体別の耕地経営権譲受面積割合				
		農家	合作社	企業	家庭農場	その他
09	1.4	68.8	9.7	9.7	-	11.7
10	1.7	65.7	13.2	9.0	-	12.1
11	2.0	63.7	15.0	9.4	-	11.9
12	2.5	64.7	15.9	9.2	-	10.3
13	3.1	60.3	20.4	9.4	-	9.9
14	3.7	58.4	21.9	9.6	-	10.1
15	4.1	58.7	21.8	9.5	-	10.1
16	4.4	58.4	21.6	9.7	-	10.4
17	4.7	57.5	22.7	9.8	-	10.0
18	4.9	57.2	22.5	10.3	-	10.0
19	5.1	56.2	22.7	10.4	-	10.8
20	5.3	46.8	21.5	10.4	13.4	7.9
21	5.6	48.3	20.5	10.1	14.1	7.0
22	5.8	46.8	20.3	10.3	15.3	7.3
23	5.9	46.5	20.7	10.2	15.8	6.8

資料 『中国農村経営管理統計年報』(09～18年)と『中国農村政策与改革統計年報』(19～23)から筆者作成

ため、合作社、家庭農場といった新しい農業経営体の育成を進めてきた。国家市場監督管理総局によれば、合作社の組織数は23年末時点で223万社に達した。この数値は、『農民專業合作社法』が施行された07年の合作社数である2.6万社の86倍となっている。また、農業農村部によれば、24年10月末の家庭農場は400万か所に増加しており、家庭農場の全国平均経営規模は約10haとなっている。

しかし、各農業経営体の経営権譲受価格（地代水準）には大きな違いがあると指摘されている。中国社会科学院農村發展研究所が20年に実施した「中国郷村振興総合調査（CRRS）」によると、合作社と企業の経営権譲受価格は最も高く、それぞれ783元/ムーと782元/ムーで、平均値（703元/ムー）

第2表 耕地経営権流通形態別の割合の推移

(単位 百万ムー、%)

	20年末	21	22	23
耕地経営権流通総面積	532	557	576	591
1) 貸出	89.2	88.6	88.1	88.9
集団外（郷鎮・村以外）の経営体	10.1	12.3	12.1	12.4
2) 株式化投資	5.5	5.4	5.2	5.1
合作社に投資	3.2	3.3	3.2	3.1
3) その他	5.3	5.9	6.7	6.0

資料 『中国農村政策与改革統計年報』(20～23年)から筆者作成

(注) 1 株式化投資(入股)は、耕地経営権を合作社や企業に現物出資し、組織の株式を保有することを意味する。

2 その他には、集団内の交換などの流通方式が含まれると推察する。

3 1)2)3)は流通総面積に占める各流通面積の割合である。

より高い。一方、家庭農場と農家はそれぞれ692元/ムー、637元/ムーと平均値を下回っている。

第4表は23年末の省別の耕地流動化状況

を示したものである。耕地流通面積は前年比2.6%となるなか、5%以上の伸びとなった省は湖北省(28.1%)、河北省(8.2%)、雲南省(6.2%)、天津市(6.0%)、吉林省

第4表 省別の耕地流動化率と媒介組織の数(23年末)

(単位 万ムー、%、個)

省・直轄市・自治区	家庭請負耕地総面積	流通面積	耕地流動化率	媒介組織の数					
				郷鎮レベルサービスセンター数	交易所数	うち郷鎮	うち県	うち市	うち省
全国	156,624	59,139	37.8	21,095	1,711	778	839	80	14
北京	410	271	66.1	0	1	0	0	0	1
天津	397	192	48.2	154	1	0	0	0	1
河北	8,261	3,624	43.9	1,730	159	0	145	13	1
山西	5,192	765	14.7	896	5	0	4	0	1
内モンゴル	10,336	3,889	37.6	345	12	1	11	0	0
遼寧	5,440	1,723	31.7	468	6	0	1	3	2
吉林	6,967	2,821	40.5	622	1	0	0	0	1
黒龍江	11,303	6,525	57.7	796	7	0	5	1	1
上海	166	150	90.2	86	2	0	0	0	2
江蘇	5,372	3,372	62.8	0	68	0	66	2	0
浙江	1,793	1,162	64.8	638	136	99	35	2	0
安徽	7,880	4,742	60.2	1,009	183	129	45	9	0
福建	1,617	497	30.7	748	17	12	3	2	0
江西	3,649	1,972	54.0	942	10	0	9	1	0
山東	9,161	4,424	48.3	1,371	137	93	39	4	1
河南	11,017	3,665	33.3	1,497	20	2	17	1	0
湖北	6,202	3,110	50.1	1,028	187	111	70	6	0
湖南	5,177	2,443	47.2	1,442	43	0	35	8	0
広東	3,462	2,006	57.9	1,129	48	0	46	2	0
広西	4,628	1,135	24.5	287	204	95	103	6	0
海南	755	25	3.3	66	96	78	16	2	0
重慶	3,643	1,397	38.4	879	36	0	35	0	1
四川	9,092	2,582	28.4	1,138	54	0	47	6	1
貴州	6,229	759	12.2	1,148	186	157	26	2	1
雲南	11,027	1,418	12.9	403	5	0	5	0	0
チベット	-	-	-	0	1	0	0	1	0
陝西	5,481	1,164	17.8	464	45	0	44	1	0
甘粛	6,560	1,550	23.6	1,167	7	0	6	1	0
青海	806	231	28.6	161	2	1	1	0	0
寧夏	1,635	368	22.5	196	21	0	19	2	0
新疆	2,964	1,158	39.1	285	11	0	6	5	0

資料 第1表と同じ
(注) チベット自治区は、統計年報に数値がない。

(5.3%)であった。一方、3%以上減少した省は貴州省(15.5%)、海南省(13.9%)、山西省(3.4%)となっている。中国全土の流動化率は37.8%となっているが、流動化率が50%を超える省は、高い順に上海市(90.2%)、北京市(66.1%)、浙江省(64.8%)、江蘇省(62.8%)、安徽省(60.2%)、広東省(57.9%)、黒龍江省(57.7%)、江西省(56.7%)、湖北省(50.1%)の9省・市となっている。東部沿海地域や主要穀物生産地域の流動化率は比較的高い傾向がある。

こうした耕地経営権の流動化に関与しているのが媒介組織であるが、その組織はそれぞれの省にある。次節は、交易所の設立状況や人員体制をめぐる最近の動きを示したうえで、交易所の農地関連取引実績をもとに流動化における市場化の進展状況に関する推計を行う。

(注5) サンプル調査を行った馬ほか(2025)によると、集団外農業経営体の譲受割合は15年の10.6%から21年の11.2%と大きな変化がみられなかった。ミクロデータを使った分析でも同様な動きが示されている。

(注6) 合作社とは、農業生産者のための農業生産に関わるサービスの提供、農地の集積、生産物の共同販売などを行う協同組合組織である。合作社の多くは単一の生産物を扱っており、事業内容も生産から販売までの一部分を行っているが、日本の総合農協とは異なり、専門農協に近い組織である。

(注7) 家庭農場とは、「家族労働力による大規模で集約的な商業的経営を行い、農業を主な収入源とする農業経営体」と農業農村部によって定義されている。家族労働力を主とし、農業を主な収入源とすること、一定以上の規模で安定的な経営を行っていることを条件とする。

2 流動化における交易所のプレゼンス

(1) 交易所の概況

農村財産権を仲介取引する交易所は、農村財産権の取引需要を満たしつつ、権利を保護することを目的として設立されている。交易所の創設以前は、農地関連情報のマッチングが困難だったほか、一部の地域においては、契約書を結ばない相対取引が多かったため、経営権流通をめぐるトラブルが多発した。また、流通に関する価格形成メカニズムが整っておらず、かつ貸し手の農家の価格交渉力が弱いため、一部の地域では取引価格が低水準にあった。

このため、取引双方に情報、法律相談、トラブル処理などの包括的なサービスを提供する媒介組織の整備が進められており、各行政区画レベルに交易所および郷鎮レベルのサービスセンターが設けられている。若林(2020)によると、交易所は国務院弁公室が14年に出した交易所の設置および業務内容に関する通達を受けて全面的な整備が進んだ。

その結果、23年末時点で省レベルの交易所数は14、市レベルは80、県レベルは839、郷鎮レベルは778と合計数1,711ある。交易所をめぐる状況(第5表)を確認すると、その特徴として次の3つが挙げられる。第1は、県レベルの交易所数が増加し、それに伴い郷鎮レベルの交易所数も、21年末の300から23年末の778へと大幅に増えたこと

第5表 交易所をめぐる状況

(単位 個、億元、人)			
	21年末	22	23
交易所の設立数	1,153	1,345	1,711
省レベル	14	14	14
市レベル	81	82	80
県レベル	758	771	839
郷鎮レベル	300	478	778
経営総収入	23.1	14.0	30.9
うち財政補助金	3.6	2.7	2.8
純利益	9.6	3.9	6.9
職員数	15,818	16,648	26,277
うち専門職員	7,610	8,970	18,156
参考:郷鎮レベルサービスセンター数	22,931	23,484	21,095

資料 『中国農村政策与改革統計年報』(21~23年)から筆者作成

(注) 経営総収入とは、年間の取引仲介手数料のほか、取引関連業務による収入等も含まれる。

である。第2は、人員体制が強化されたことである。23年末の専門職員数は1万8,156人と21年末の7,610人から大きく増えている。第3は交易所が財政補助金を受けていることである。経営総収入には、取引仲介手数料のほか、取引関連業務による収入等も含まれるが、交易所の整備と耕地流動化の推進の観点から財政補助を受けていると考えられる。

このように財政補助金を拠出して交易所の整備が行われたほか、農村産権取引の公正および透明化(陽光化)を図るために、場内取引促進策が各地に相次いで打ち出されたことを背景に、交易所の利用は広がりつつある。

(2) 交易所の取引実績

交易所の取引実績をまとめた第6表からは、交易所の主要な取引業務として農村集団所有資産取引、農家請負農地経営権取引、農村集団所有の荒れた山、傾斜地、水面、砂州などの荒地を意味する「四荒」利用権取引がある。ここでの農地については、前述したように耕地のほか、草地、養殖池なども含まれており、耕地経営権取引の具体的数値は不明だが、これまでの交易所へのヒアリング調査から、農地経営権取引における耕地経営権取引の割合は高いと考えている。

第6表の交易所における各取引金額を確認すると、23年の農村集団が持つ工場や施設などの資産取引を含む農村集団所有資産取引および農家請負農地経営権取引は、それぞれ1,265億元、954億元となっている。そして、それぞれが交易所の年間取引金額に占める割合は34.3%、25.8%となってお

第6表 交易所の取引実績

	21年末	22	23
年間取引件数(万件)	68	85	77
年間取引金額(億元)	1,546	2,289	3,692
1件当たりの平均取引額(万元/件)	23	34	54
うち農村集団所有資産取引金額(億元)	709	652	1,265
うち農家請負農地経営権取引金額(億元、a)	327	695	954
農家請負農地経営権取引面積(万ム一、b)	1,241	1,497	1,719
経営権1ム一当たりの平均価格(a/b、元/ム一)	2,637	4,644	5,548
うち「四荒」利用権取引金額(億元)	27	101	67
「四荒」利用権取引面積(万ム一)	334	516	657
(参考)オークション取引件数(万件)	23	53	48
オークション取引金額(億元)	726	1,807	3,089

資料 第5表と同じ

(注) 1 「四荒」とは、農村集団所有の荒れ山、傾斜地、水面、砂州等四つの荒地を指す。

2 農家請負農地には、耕地のほか、草地、養殖池等も含まれている。

り、交易所の取引業務における農地経営権取引は金額的にも大きなシェアを占めていることが確認できる（注8）。

また、取引金額は21年の1,546億元から23年の3,692億元と年々増加しており、1件当たりの平均取引額も増加傾向にある。農地経営権取引の単位面積当たりの平均価格（農地取引価格）を計算したところ、21年の2,637元/ムーから23年には5,548元/ムーと2倍以上に上昇していた。これは面積あたりの地代水準に相当するが、前述の「中国郷村振興総合調査（CRRS）」によると、調査時点（20年）の全国平均値である703元/ムーをはるかに上回っている。この推計については、データを精査する必要があるが、交易所で取引される1件あたりの農地面積が大きくなっていることや交易所が採用しているオークション取引が拡大していることを背景に、交易所における農地取引価格は交易所を通さない場外取引価格に比べてかなり高くなっている可能性がある。筆者が実施した交易所へのヒアリング調査でも、交易所役職員がよく強調していたことは、場外取引に比べた場合、オークションを経た場内取引の地代が高くなるということであった。

（注8） 年間取引件数は68万件、85万件、77万件と推移しているが、取引件数の大半は農地経営権取引であると推察される。

（3）推計した「市場化」の進展度合い

第7表は、流動化における交易所の利用状況を定量的に把握するために、交易所流通割合を推計したものである。交易所を通さない農地流通面積は発表されておらず、政策改革統計の説明および筆者によるこれまでのヒアリング調査において、集団内流通における直接相対取引が多いことが確認されている。それゆえ、年間農地経営権集団内貸出面積と交換面積をそれぞれ場外1と場外2とした。また、場内1と場内2は、それぞれ交易所の年間農家請負農地経営権取引面積、年間「四荒」利用権取引面積を利用した（注9）。

まず、場外流通面積の場外1は、政策改革統計のなかの「土地承包経営権転讓面積」を利用する。23年の政策改革統計（付録の主要指標解釈）によると、「土地承包経営権転讓面積」は、農村集団の同意を得たうえで農家が請け負った農地経営権の一部あるいは全部を農村集団内の農業経営体に譲渡するものであると定義されている。

第7表 農用地全体の流動化における交易所の利用状況（推計）

（単位 万ムー、%）

	21年	22	23
年間農地経営権集団内貸出面積(場外1)	1,427	1,486	1,564
年間農地経営権交換面積(場外2)	1,531	1,331	1,109
年間場外流通面積(場外1+2=a)	2,959	2,817	2,672
年間農家請負農地経営権取引面積(場内1)	1,241	1,497	1,719
年間「四荒」利用権取引面積(場内2)	334	516	657
年間場内流通面積(場内1+2=b)	1,574	2,013	2,376
年間流通総面積(c=a+b)	4,533	4,830	5,048
交易所流通割合(b/c)	34.7	41.7	47.1

資料 第5表に同じ

（注） 場外1は政策改革統計の「土地承包経営権転讓面積」、場外2は、「土地承包経営権互換面積」、場内1は、「農戸承包土地経営権流轉交易」、場内2は、「四荒」使用権をそれぞれ利用した。

集団内での農地経営権譲渡であるため、直接相対取引が多いことから、ここでは交易所を通さない「場外」とした。23年のそれは1,564万ムーであった。

場外2は、「土地承包経営権互換面積」を利用するが、これも同じ集団内の農業経営体間の農地経営権の交換を指す。ただ、場外2は交換双方の農地面積の合計数値を集計している。例えば、甲が3ムー、乙が2ムーの場合、統計数字は5ムーとなる。これにより、推計する交易所流通割合を低下させる可能性が高いが、ここではその交換面積をそのまま利用することとした。23年のそれは1,109万ムーであった。

また、場内流通面積については、場内1は、「農戸承包土地経営権流転交易」のみを利用しなければならないが、農村集団所有の荒れた山、傾斜地、水面、砂州などの荒地を意味する「四荒」の多くが農家に分配されているほか、交易所における取引面積も年々増えていることを考慮し、「“四荒” 使用权」を示す場内2も場内流通面積として利用することとした。

これらのデータを利用して推計したところ、交易所流通割合は21年の34.7%から23年の47.1%と年々上昇していることが確認された。言い換えれば、前述した交易所の人員体制の強化や郷鎮レベルの交易所の急増を受けて農地流動面積の約半分が交易所を通すようになり、農地流動化における市場化の進展はかなり進んでいることが言える。データの制約のため、正確な耕地経営権流動化における交易所の利用状況を推計

することはできないが、農用地全体の流動化における交易所の利用率が高まりつつあると言える。

しかし、このように交易所の利用率が高まりつつあることは、必ずしもよい影響ばかりでなく、一部の地域では農地取引価格の急騰をもたらすなどのような問題も生じている。次節は市場化の進展による影響を検討してみる。

(注9) 政策改革統計（交易所統計表）によると、23年末時点の農家請負農地経営権取引累計面積と農家請負耕地流通面積はそれぞれ2.14億ムー、5.91億ムーで、前者の后者に占める割合が36.2%となる。

3 「市場化」の進展による影響の検討

交易所は体制の整備が進んでおり、農地流動化における機能を発揮しつつあるが、その影響を考察してみよう。

(1) 良い影響

新型農業経営体を発展させ、農地流動化を促すことが、中国の農業の発展において避けては通れない流れとなっている。これまで問題となっていた農地取引をめぐる価格の不透明性が大きく軽減され、農地の集積および集約化に一定程度貢献している交易所とその利用率の高まりは評価されなければならない。交易所は、農地の位置や面積、形状などの情報をオープンにし、農地貸借料も公示するなど、場内取引規定に沿って農地取引の公正・透明化を図ってき

た。こうした取組みの結果、農地流動化の過程で発生したトラブルの件数は、7年間連続で減少している（注10）。

中央政府は、農地の集積や集約化をさらに進めていく方針で、今後も交易所の役割を重要視していく可能性が高いと考えられる。政策改革統計によると、23年末時点の耕地経営面積別の農業経営体数の割合は、10ムー未満（0.67ha）が74.3%と低下しつつある。しかし、既述のとおり、中国の農家1戸当たりの耕地経営面積は世界平均だけでなく、アジア諸国の平均水準よりも低く、中国の農地流動化をさらに進め、生産性の高い農業を進めていく必要がある。

（注10）政策改革統計によると、23年には受理された農地請負権・経営権をめぐる紛争の件数は前年比△4.9%の14.56万件と7年間連続の減少となった。

（2）悪い影響

急速な工業化と都市化により、多くの農村労働者（農家）が離農している。都市部に移出する農家などが請け負った農地での耕作を取りやめる場合、その農家は農地経営権を譲渡するのが自然の流れとなる。しかし、一部の地域において大規模農地経営による農地利用を目指す地方政府が、人為的に農地流動化を加速させていることが問題となっている。

例えば、一部の地方政府が農村の実情に配慮せず、高い農地流動化率目標を設定し、その目標達成に向けて交易所を悪用しているケースも散見される。地方政府が一定程度の農地集約化を進め、企業などの農

業経営体に農地経営権を譲渡する傾向がみられる。その結果として、企業などの新型農業経営体への譲受割合の上昇と交易所の利用率の高まりにつながっている可能性がある。

このことに加え、交易所のオークション取引が地代の急騰をもたらしている地域が出ている。交易所に対するヒアリング調査でも、交易所を通じた農地取引価格（場内取引価格）は、交易所を利用しない農地取引価格に比べて高い状況が発生している。さらに、既述のとおり、「中国郷村振興総合調査（CRRS）」によれば、譲受経営体別の農地取引価格の差額が拡大しつつある。農地経営権を借りて経営規模を拡大する場合、地代水準の上昇は生産費の上昇につながる。仮に、地代上昇が農業経営を圧迫することとなれば、農業経営収入を悪化させ、農業経営体の廃業リスクが高まるだけでなく、食糧生産の安定や農業全体の持続的な発展に資するものではなくなる。

実際、第8表を見ると、16から19年は、コメ・小麦・トウモロコシという3大穀物の1ムーあたり平均利潤額がマイナスであったが、20年以降はプラスに転じている。しかし、20年の47元、21年の117元、22年の189元、23年の75元とその額は小額である。23年の地代（支払+自作地）は、前年比7.9%の302元/ムーとなっており、地代水準は上昇傾向が続いている。これは総費用1,285元の23.5%を占めており、利潤の75元/ムーを大きく上回っている。

地代の急騰を受けて一部の農業経営体

第8表 中国の農業生産費からみた地代状況の変化

(単位 元/ム一、%)

年	粗収益	総費用 (a)	地代 (b)	利潤	b/a
04	592	395	54	197	13.7
05	548	425	62	123	14.6
06	600	445	68	155	15.3
07	666	481	82	185	17.0
08	749	562	100	186	17.7
09	793	600	115	192	19.1
10	900	673	133	227	19.8
11	1,042	791	150	251	18.9
12	1,105	936	166	168	17.7
13	1,099	1,026	181	73	17.7
14	1,193	1,069	204	125	19.1
15	1,110	1,090	218	20	20.0
16	1,013	1,094	222	△80	20.3
17	1,069	1,082	216	△13	19.9
18	1,008	1,094	225	△86	20.6
19	1,078	1,109	233	△31	21.0
20	1,167	1,120	239	47	21.3
21	1,274	1,157	258	117	22.3
22	1,442	1,253	280	189	22.4
23	1,360	1,285	302	75	23.5

資料 『全国農産品成本収益資料彙編』各年版から筆者作成

(注) コメ・小麦・トウモロコシという3大穀物の単位面積あたりの平均値。粗収益は1ム一あたり生産量×販売価格、総費用は財・サービス費+労働費+地代(支払+自作地)、利潤は粗収益-総費用とされている。

は、譲受した農地の「非農業化」(農地の違法転用)、果樹園や養魚場への転換、観光農業やレジャー農業などの名目で、食糧生産以外の経営を行ったりすることもある。食糧作付けの収益が低いために、譲受した耕地が食糧作付けをせず「非食糧化」する傾向もある。これらは、食料安全保障に悪影響を与えるほか、耕作地の「非農業化」は、地代のさらなる上昇を招くおそれもある。農業生産費に占める地代の割合が高くなり、譲受者の農業経営体(借り手)が「逃げ出す」事態に陥り、「契約破棄」

現象がしばしば発生している。食料価格の伸び悩みを考慮すると、過度な地代の上昇は中国の農業競争力の強化につながらない。

(3) 望ましい対策

望ましい対策としては、適正な農地取引価格を確保することが想定される。価格が低すぎると、譲渡人(農家)の移転意欲に影響を与え、借り手となる農業経営体への農地経営権の移動を困難にする可能性がある。他方、実質的な地代上昇が続くと、譲受人の生産行動や農業収益に影響を与える可能性が高まる。地代は市場によって決定されることを前提に、農地の種類や用途などに応じて、ベンチマークとなる基準地代公示制度をさらに拡充していくことが求められる。基準地代より著しく上昇する場合には、地方政府は対策を打ち出す必要があると考える。

また、農地には農業生産に使われるほか、資産としての属性もある。交易所の取引価格は、主に農業生産属性によって測定されるべきであり、農業生産という属性を切り離して主に資産属性によって価格を形成することはできない。朱ほか(2018)、張(2024)は、交易所は、政府が公示する基準地代をもとに農地取引価格の上限規制を設ける必要があると指摘している(注11)。

24年の中央一号文件(年初に打ち出される最も重要な政策文書)では、「農地取引価格形成メカニズムを改善し、価格の不合

理な上昇を防ぐ効果的な方法を模索する」ことが示されている。また、共産党中央弁公庁・国務院弁公庁も「農地取引価格形成の改善について」を発表した。これらを受けて、一部の省・市・自治区は、農業経営体の信用力や経営計画について総合評価を行ったうえで、上限価格を設けることに取り組んでいる。交易所は、その決定された上限価格の範囲内で最高入札者が落札できるオークションを採用し始めている。

「農村土地管理法」によると、郷鎮政府の農村土地管理部門は、法律に基づき、農地取引に対する指導する権限を持つと規定されている。地代の急上昇を防ぐという目的のために、農村土地管理部門は、発展改革部局、自然資源部局などと連携する必要がある。そのとき、農地の基本状況や用途、農業生産費と農業収入などの要素をもとに、取引参加者の利益と公共性を総合的に判断し、適正価格を決定したうえで、取引がなされることを着実に実行していかなければならない。

いずれにしても、適正価格での農地流通を目指すならば、政府による交易所への管理指導を全面的に強化していく必要があると考えられる。ただし、価格形成を改善することは、市場の価格形成を政府の価格形成に変えることではなく、市場の失敗を防ぐために政府の役割をよりよく果たすことであることを明確にしなければならない。

(注11) 張 (2024) は、22年の3大穀物の作付け地における平均地代は総費用の22.4%を占めており、耕地経営権取引価格の上限は農業生産費用の20%を超えてはならないと1つの参考基準を

示した。

おわりに

本稿では、統計資料をもとに中国の耕地流動化の進捗状況と特徴を示したうえで、流動化に関与する交易所の利用状況を推計した。さらに農地流動化に交易所の利用率の高まりによる影響も検討した。その結果、中国耕地流動化が徐々に進んでいることが確認できた。交易所の人員体制の強化や郷鎮レベルの交易所の急増を受けて農地流動面積の約半分が交易所を通すようになり、農地流動化における市場化の進展はかなり進んでいると言える。このような農地流動化における市場化の進展が一部の地域では地代の過度な上昇を招いている。

地代上昇は、食料安全保障に悪影響を与えるほか、耕作地の「非農業化」は、地代のさらなる上昇を招くおそれもある。中国農業の国際競争力の急激な低下が、地代の大幅な上昇によって引き起こされるのであれば注意が必要である。地代の実質的な上昇傾向が、食糧生産と大規模農業経営に確実に影響を及ぼし、中国農業の国際競争力に悪影響を与えると考えられるからである。今後は、地方政府が基準地代公示制度を構築し、交易所が取引価格の上限を設けるなどの施策が必要であろう。

本稿では統計資料の制約もあり、3年間の交易所の取引実績から農地流動化における交易所の利用状況を推計した。これはあくまでもマクロデータによる推計で、省別

の状況は大きく異なる。また、郷鎮レベルのサービスセンターも数多く設けられており、農地の市場化や農地の流動化の進展に大きく影響を及ぼしてきたと考えられる。今後は、交易所はもちろんのこと、郷鎮レベルのサービスセンターをめぐる状況をも明らかにしていくことが期待される。

<参考文献>

- ・朱文珏・羅必良（2018）「農地価格幻覚：由価値評価差異引発的農地流転市場配置“失靈”——基於全国9省（区）農戸的微觀数拠」『中国農村觀察』第5期、67～81頁
- ・田島俊雄・池上彰英編（2017）『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版社、341～384頁
- ・中国農業農村部政策与改革司 編（各年版）『中国農

村政策与改革統計年報』中国農業出版社

- ・張雲華（2024）「健全農村土地流転価格形成機制的探討」『農村工作通訊』第21期、31～34頁
- ・杜志雄・肖衛東（2019）「農業規模化經營：現状、問題和政策選択」『江淮論壇』第4期、11～19頁
- ・馬垂飛・張軼之・路曉蒙（2025）「“三權分置”背景下農地流転市場化發展；新近狀況、驅動機制与政策建議」『農業經濟問題』第2期、95～110頁
- ・若林剛志（2020）「中国農村産権交易所の開設と運営において求められる要件」『農林金融』11月号、41～52頁
- ・若林剛志（2022）「中国における農地流動化の現状」『農中総研 調査と情報』web誌、第88号、8～9頁

（本稿は、JSPS科研費21K05824の助成を受けたものです。）

（オウ ライケン）



農地貸借に關与する組織の日中比較と 取引形態に關する考察

信州大学農学部 准教授 若林剛志

〔要 旨〕

本稿では、農地貸借取引に關与する組織である日本の農地中間管理機構と中国の農村産権交易所が持つ基本機能を比較した。その後、農地貸借に關与する組織が持つ仲介機能を掘り下げ、仲介でなく転貸という特徴的な取引形態を採用している機構を例にその必要性について考察した。

機構は、転貸を採用しているものの、多くの取引において既に転借人が予定されており、実質的に仲介に近い状態であること、話し合いを前提とした地域計画が法定化され、集積および集約の主役はその地域計画が担うこと、理論的な側面からは、マッチングが2度にわたる場合に余剰の分配が偏り、そうなった場合に農地貸借に關与する組織が持つべき公正性が損なわれる可能性もあることから、転貸という取引形態を利用し続ける必要があるか否か、再検討の余地があることを論じた。

目 次

- はじめに
- 1 交易所と交易所が持つ機能の概要
 - (1) 交易所の概要
 - (2) 交易所が持つ基本機能
- 2 転貸方式の必要性に關する考察
 - (1) 転貸
 - (2) 転貸採用の理由
 - (3) 転貸のメリットとデメリット
 - (4) 理論的な問題
 - (5) 相対取引および交易所による仲介という条件下で進む中国の集約化
 - (6) 機構利用取引の実態と転貸の必要性
- おわりに

はじめに

農地の貸借に関与する組織として、日本には農地中間管理機構（以下、機構）が、中国には農村産権交易所（以下、交易所）がある（注1）。このうち交易所については、若林・王（2020）がその保有機能について事例研究を行っている。また、若林・王（2025）では、法人形態のうち民間企業が運営する交易所の存立条件について論じている（注2）。このほか、若林・王（2022）は、若林・王（2021）が行った既往文献調査により、交易所の概要や論点が一定程度明らかとなっていることから、日中両国の農地貸借に関わる組織の比較検討を行っている。それによれば、両国の農地貸借に関与する組織は、目的こそ類似しているものの、組織設立の法的根拠の有無、事業の実施範囲、取扱財産権や保有する機能等の多くの比較項目に相違があることが指摘されている。

このように、これまでほとんど知られていなかった交易所の実態が徐々に明らかになり、かつ両国の組織の間に多くの相違と論点があるなか、本稿では、若林・王（2020）および若林・王（2022）が取り上げた交易所の保有機能に引き続き焦点をあてる。具体的には、Covid-19による移動制限が緩和され、中国への渡航が実質的に可能となった2023年および24年に、筆者が実施した交易所の実態調査から、基本機能について新たに明らかとなったことを紹介す

る。このことによって、日本において十分に知られていない交易所の実態の理解が進むとともに、農地貸借に関与する組織をより深く考察することが可能となる。

また、実態調査によって明らかになったことと日中両国の組織の比較を踏まえ、農地貸借に関与する組織が持つ基本機能のうち仲介に焦点をあてる。特に、不動産の貸借取引において一般的な仲介、あるいは委任による代理（以下、代理）とは異なり、機構が転貸という特徴的な契約取引形態を取り入れていることから、これを考察する。こうした国際比較による問題への接近は、各国が採用している制度のあり方を相対化して見る機会や、現行制度のあり方を見直す糸口を与えてくれ、意義のあることであろう。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節で、交易所と交易所が持つ機能の概要を、機構と機構のそれと比較しながら述べる。また、交易所が持つ基本機能について実態調査から明らかとなったことを概説する。第2節では農地貸借に関与する組織が持つ基本機能のうち、仲介とは別の契約形態である転貸を利用した農地貸借取引について考察し、最後に課題を述べることとする（注3）。

（注1） 中国の農村産権交易所は取扱う財産権が複数あるが、本稿では特に断りのない限り農地経営権を対象に論じる。また、中国では農地経営権を譲渡および譲受するというが、本稿ではそれを農地の貸借と呼び、農地経営権譲渡者を貸し手、譲受者を借り手と称する。

（注2） このほか、交易所に関する基礎的文献として、若林（2020）が交易所の設立に関する通達の解説を行っている。

(注3) 本稿における仲介は、取引を取り持ち、貸し手と借り手の貸借契約をつなぐ媒介を指すこととする。日本において、仲介は、法律行為でない事務の委託であり、民法第656条の適用を受ける。直接貸借契約の契約者となる機構の取引形態である転貸は、特に断りのない限り仲介とは呼ばない。

1 交易所と交易所が持つ機能の概要

(1) 交易所の概要

第1表は、交易所と機構の各種項目を比較したものである。この表を用いながら交易所という組織の概要を簡潔に紹介する。

交易所は、農村に存在する財産権を取引できる場である。したがって、農地の利用に関する権利である農地経営権の取引にとどまらない。中国では集体資産と呼ばれる集団が所有している入会に似た財産があり、それを含む複数の財産権が交易所で取引されている。このことは、農地の賃貸借に特化している機構とは対照的である。

もちろん交易所にはサービス拠点もある。サービス拠点は、設立された交易所の対象範囲により異なる。例えば、省内の市レベルで交易所が設立された場合、市レベルに1つ、市内にある各県レベルに1つのサービス拠点が設置されることが多い。そして、市レベルが本所として、各県レベルが支所としての機能を持ち、市レベルの交易所が県レベルの交易所を統括し、管理する。県レベルの交易所は、主に貸し手や借り手の窓口となる。しかしながら、貸し手である農民からすれば、県は幾分広域であり、県の中心部に配置されることの多い交易所は農村から遠く、直接的にやり取りする相手とはなりがたい(注4)。それゆえ、より小範囲を管轄する郷鎮レベルでの窓口が必要になる。県内の各郷鎮にサービス拠点を置き、貸し手や借り手との窓口対応をする交易所もあるが、郷鎮レベルにはサービス拠点を配置しない交易所も多い。

しかしながら、郷鎮レベルのサービス拠

第1表 日中農地貸借関与組織の概要

	農地中間管理機構	農村産権交易所
事業実施範囲	都道府県	なし(認可の際の届け出による)
運営主体	都道府県知事より指定を受けた1組織 非営利	地方政府に認可された組織 非営利(非営利なら営利企業が運営することも可能)
拠点	主に都道府県の県庁所在地 (支所等があることも。但し各市町村にはない)	主に事業実施範囲の中心的市街地 (例えば、市に本所、各県に支所がある)
取扱財産権	農地貸借権(使用貸借含む)	農地経営権を含む農村財産権
組織形態	一般社団法人、一般財団法人	事業法人、企業法人
機能	情報伝達	あり
	価格形成	なし
	仲介	なし(転貸借)
	中間保有	あり(但し、わずか)
利用状況	1.7% (2024年度転貸面積÷耕地面積)	1.1% (2023年農地経営権仲介面積÷請負経営権面積)

資料 筆者作成

点の有無にかかわらず、交易所は郷鎮を1つの単位としてそのサービスを提供している。これまでの調査によれば、交易所は郷鎮政府と連携してそれを行っている。郷鎮政府は、農地を管理監督する権限を有しており、郷鎮政府の職員は、郷鎮内の各村と密接な関係を持っている。そのため、農民に農地を貸したいという希望があれば、その農地の所有権を持つ村（農村集団）と郷鎮政府が、当該農地経営権の貸出し手続きのための実質的な窓口機能を担う。そして、貸し手からの申請にあたって書類を整備し、入札へ向けた手続きが可能となった農地経営権を、貸し手が県レベルの交易所に提出し、交易所が入札の手続きを進めていく（注5）。これに対し、機構の場合は、各都道府県の県庁所在地に本所がある。一部に支所等があり、例えば北海道が14の支庁に8つの支所を、秋田県が1つの駐在所を設置するなどしている。直接的な窓口対応は、業務委託先となっている市町村等が行っている。

次に、組織形態に触れておく。交易所の組織形態には事業法人と企業法人とがある（注6）。事業法人とは、中国の民法典に記され、経済・社会発展の需要に応じ公益的サービスを提供するために設立される法人である。但し、事業法人でも濃淡があり、地域医療サービスなどの基本公共サービスを提供する組織は、そもそも非営利でかつ政府による財政的支援が保証されている。一方、部分的に市場による資源配分が可能な組織は、財政補助があるとともに経営努

力も求められている（毛（2017））。交易所は後者に該当するものと推察される。

一方、企業法人は公司法を根拠法とし、株式会社の形態をとり、経営の自立が求められる組織である（柴（2023））。企業法人のうち、地方政府が出資している企業法人は、政府の方針に則した運営が求められる。方針に沿うという点においては、事業法人と企業法人との間に大きな違いはないであろう。しかしながら、企業法人は特段の事情がない限り、企業としてふるまうため、事業法人とは設立目的そのものが異なっている。機構の場合は、条件を満たす一般社団法人または一般財団法人が都道府県知事から指定される。その条件を満たす組織は少なく、指定される組織の多くは農業公社である。

交易所の利用状況について、2023年の「中国農村政策と改革統計年報（中国农村政策与改革统计年报）」によれば、交易所が取り扱った農地経営権の面積は、累計で約2億ムーとなっている。23年の1年間に限れば、約1,700万ムーの取引に関与している。農地請負経営権を付与された農地面積は、約16億ムー（1ムー≒0.66a）であるから、これは農地請負経営権面積の1.1%に相当する。また、農地経営権の流動化面積は約6億ムーであり、農地請負経営権を付与された農地面積の37.8%が流動化されている（注7）。しかしながら、交易所を通じた流通面積は明らかにされていない。約2億ムーという取り扱った累計面積には、再流通した農地経営権も含まれる。農地請負権

の多くは、28年に一旦期限が到来することから、それまでを期日として農地経営権の貸借を行っている例が多いと推察されるが、既に期日が到来し、再度貸借契約を結んだものもあるとみられる。

一方、農林水産省によれば、24年度の機構による転貸面積は7.2万haであり、これは耕地面積427.2万haの1.7%に相当する。そして、機構を通じて転貸されている面積は45.4万haであり、これは耕地面積の10.6%にあたる。また、担い手が機構利用を含めて貸借している農地面積は118万haであることから、耕地面積の27.6%が流動化していることになる（注8）。

交易所を通じた取引では、担い手（中国では現代農業経営体）に絞った取引面積は公表されていない。一方、機構利用の場合は、条件を満たせば交付金を受けられる優遇措置や地元負担ゼロの基盤整備事業が利用可能であるし、農地貸借の取引方法は機構利用を含め2種類しかない。したがって、条件の異なる両者を単純比較することはできない。それでも、交易所を利用した取引面積の割合は機構と比べ0.6%ポイント低い値にとどまっていることを考慮すると、交易所は一定程度利用されていると考えることもできよう。

（注4） 2023年の「中国統計年鑑」によれば、県級地方政府は2,843ある。同年の人口は14.1億人であるから、1県あたり平均で約50万人となる。郷級政府は38,602であり、1郷あたり平均で約3.7万人となる。もちろん農村部は都市部と比べ人口密度が低いことが多いので、平均より数値は小さくなる。

（注5） 若林・王（2025）もこの関係性に触れてい

る。若林・王（2025）は、この関係性を民間企業が運営する交易所の存立条件のひとつとしてあげている。

（注6） 地方政府の内部に取引センターを作り、取引に関与する例があるがそれは含まない。金ら（2023）のように、交易所だけでなく、それらを含めて取引市場と考えて論じている文献もある。

（注7） 流動化とは農地経営権が貸借された面積であり、そのほとんどは出租（賃貸）である。また、2019年の流動化面積については若林（2022）を参照。

（注8） 農林水産省HP
(<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/nouchibank-146.pdf>) (25年7月14日最終アクセス)。

(2) 交易所が持つ基本機能

若林・王（2022）では、情報伝達、価格形成、仲介の基本機能について論じている（注9）。これらの基本機能について、23年と24年に筆者が実施した調査から明らかになったことを紹介する。

a 情報伝達機能

情報伝達機能の主たる部分は、貸し手と借り手をマッチングするための情報提供である。それは、貸し手とその関係者への情報伝達、借り手とその関係者への情報伝達の2つに分けられる。貸し手として農地経営権を持つのは交易所が管轄する地域内の農民であることが多いから、貸し手とその関係者に対しては、農地経営権を貸したいという貸し手候補者の情報を収集すること、その情報を村の村民委員会、郷鎮政府等の地方政府と共有すること、貸し手の農地経営権に関する情報を広く頒布すること、入札に参加する借り手候補者が、交易所による審査を通過して、借り手候補者と

なっていることを貸し手に伝えること、入札後、借り手となった主体の情報を貸し手やその関係者と共有すること、などがある。

借り手は、当該交易所あるいは連携している交易所が取り扱っている物件情報が交易所のウェブサイトに掲載されているのでそれを閲覧できる。借り手は交易所が管轄する地域内外にそれぞれ存在する。借り手候補者が窓口に来所した場合は、その場で希望に沿う地域内の物件情報を紹介する。借り手候補者がウェブサイトの情報経由で問い合わせてくる場合や、地域外の地方政府や交易所が、その地域の借り手候補の希望に沿った物件を探索するために問い合わせてくることもある。例えば、中国沿岸部のA省で大規模農業経営を行う農企業Xが、A省政府およびA省の交易所に今後の経営展開について相談する。A省は内陸部のB省と中国国内の均衡ある発展のために連携していることから、A省からB省政府およびB省の交易所に、農企業Xが求める物件の情報が提供される。B省の交易所は農地情報を農企業Xに提供し、農企業Xがそこでの農業経営を行うことを希望する場合、農企業Xは借り手候補者となる。

機構の場合、個別農地の賃貸情報がウェブサイト上で公開されることはない。原則として、貸出申請された農地は機構が借り手のためである。また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下、機構法）の第17条第2項で転借人の情報を公表することとしていたが、地域計画が法定化されたため、この文言は同法から削除された。

b 価格形成機能

価格形成機能については大きく分けてオークションの結果に任せるものと地方政府が基準を示す例とがある（注10）。

多くの交易所で電子取引によるオークションが行われ、それが交易所における取引の標準となりつつある中国では、交易所が価格形成機能を担っていると言える。オークションの開始時の価格については、貸し手が事前に希望価格を指定する。その価格決定の過程では、農地経営権が所在する村の村民委員会等が、これまでの取引実績から目安となる地代を提示する。また、交易所も、近隣での取引価格の例を提示するなどして、貸し手の希望価格かつオークション開始時の価格が決定される。その後、オークションが指定日に開催され、一定時間の間に最も高い価格を提示した借り手候補者が落札し、その農地経営権の借り手となる。

交易所が価格形成を行うにあたり、オークション参加者を募っても借り手候補者が現れないことがある。その場合、貸し手は希望価格を変えず、オークションの日取りを延期するか、希望価格を変更するか、あるいは申請を取り下げるかを選択する。希望価格を変更する場合の再設定価格の決定には、貸し手の意向が尊重される。貸し手に対し交易所が直接価格を再設定する必要性を通知することもあるが、参加希望期限までに借り手が現れない場合、交易所が郷鎮政府や村民委員会にその旨を伝え、郷鎮政府等が、貸し手と今後の方針について打

ち合わせることも多い（注11）。

地方政府が地代の基準を示す例は、既に若林・王（2020）で報告されている。そこでは、「小麦やトウモロコシから得られる収益より高く、野菜作および果樹作から得られる収益と同等程度の価格で取引することを勧めて」いる。

これに対し、機構はほとんど価格形成に関与していない。確かに、中間管理権を持ち、転貸による転借人の選択では、調整機能を発揮することになっており、賃貸人だけでなく転借人とも契約を交わすことになる。しかしながら、実態としては賃貸人と転借人の相対取引がほとんどとなっている。そのため、既に賃貸人と転借人がマッチングされており、それと同時に地代も決定されている。その地代は、地域の農業委員会による農地の賃借料情報を参考にして

c 仲介機能

農地貸借に関与する組織の根幹機能である仲介機能について、これまで聞き取りを行ったいずれの交易所も、貸し手と借手手をマッチングし、両者の契約を取り持つ仲介を行っている。

仲介によってマッチングをする際に、相対で交渉を取り持つ場合とオークションを実施する場合がある。価格形成機能で述べたように、近年は多くの交易所がウェブサイト経由での電子取引によるオークションを実施しており、最も高い地代支払いを提示した借手候補者が借手となる仕組み

となっている。

交易所は、まず申請された貸し手の農地経営権の情報を、交易所のウェブサイトに掲載する。別の交易所と連携していれば、その交易所からも情報が確認できるようになっている。掲示された情報の中に、借り受けたい農地があれば、その主体は入札参加申請をし、借手候補者となる。交易所は、借手候補者の入札参加申請書類に基づいて、その借手候補者が借手として適当か否かを審査する。例えば、地代支払の延滞等の貸し手とのトラブルの有無が問われる。ここでは、書類の形式的要件具備の確認はもちろんのこと、借手の信用調査も行うのである。したがって、仲介といっても、単に貸し手と借手をマッチングするだけでなく、交易所の管轄地域内に農地経営権を持つ貸し手にとって、将来的にリスクとなる事象をあらかじめ防止する措置が取られているのである。こうした手続きを経て、入札期間中に入札が行われ、最も高い地代を提示した借手候補者が借手となる。

もし借手候補者が1主体であった場合、入札が行われる交易所もあれば、相対で交渉が行われる交易所もある。筆者の知る範囲では、入札や相対交渉が行われずに入札が延期される例はない。農地経営権の所在する地域の地代相場等、農地に関する情報を提供したうえで、借手の希望価格が貸し手の希望価格と同じかそれ以上であれば、交渉がまとまる。そして、この仲介役として交易所が関わっている。

情報の揭示には期間があり、期間中に借り手候補者が現れない場合は、主に貸し手の希望価格を変更することで対応する。これは価格形成機能で述べたとおりである。これに加え、かねてより相対取引において貸借契約のトラブルが断続的にあったことから、交易所は、仲介の過程で、貸し手と借り手の間のトラブルを防止するよう配慮している。そのこともあり、貸借契約時の地代決済にも交易所が関与することが多い(注12)。

これに対し、機構は仲介ではなく、転貸という特徴的な取引形態によって農地貸借取引に関与している。これについて次節で考察を加えながら述べる。

(注9) 若林・王(2022)では、機能として基本機能のほか、中間保有機能の有無を取り上げている。取引への関与が仲介のみである交易所では、原則として中間保有機能を持ち合わせていない。若林・王(2020)は、政府の土地利用計画に基づく保有の例があることを報告しているが、これは特殊な例である。一方の機構は、中間保有機能を有している。ただし、極めて限定的である。13年の法案検討当初、機構が転借人を探し、耕作放棄地の解消のために中間保有することが想定されていたが、それでも再生不能な遊休農地や貸付困難な農地を中間保有しないこととしていた。実務上は、機構が中間保有した場合、一定期間の探索によってもなお借受け希望者が出現しなければ、機構は賃借人から借りた農地を返還することとしている。

(注10) 25年中央一号文件の第25項によれば、農地経営権の流通において、地代上昇を懸念し、地代の合理的な水準での安定推移を促進するために、参考となる指数の作成および公表等を奨励している(鼓励通过发布流转价格指数、实物计租等方式、推动流转费用稳定在合理水平)。

(注11) 交易所と地方政府との役割分担については、若林・王(2025)を参照。要約すると、普段から農民との接点が多い郷鎮政府が、農民からの相談や取引のための手続きに関して対応する例が多い。

(注12) 地代は原則前払いだが、期間は多様である。これまでの筆者の調査では、28年に多くの請負権が期間満了となるので、それまでを契約期間としてその間の地代を一括で支払う例、地代の見直しを考慮し、3年から5年とする例や1年を期間とする例もあった。

2 転貸方式の必要性に関する考察

仲介機能で既に述べたとおり、農地貸借において交易所は仲介を実施している。日本における不動産賃貸借取引の中心は相対取引であり、それに関与する不動産業者は仲介、または代理を通じて取引をする。この点を考慮すると、中国における農地貸借への関与方法は日本における不動産賃貸借取引と近い。これに対し、機構は転貸という特徴的な取引形態により農地貸借取引に関与している。本稿では中国との対比により改めて浮き彫りになるこの取引形態に焦点をあて、転貸を利用し、直接契約者となることで生じる法律や経済面の問題を機構を例に考えたい(注13)。

(注13) 本節では、転貸借のみを転貸とするのではなく、賃貸人と賃借人との原契約を含んで転貸と呼ぶ。また、使用貸借も転貸とする。民法学においては、賃貸人、賃借人および転借人の三者関係に着目して、賃貸人と転借人間、賃貸人と賃借人間、賃借人(転貸人)と転借人間の3つの問題に区分整理し、その中で、転貸借契約の賃貸人による承諾の無い場合等の論点について整理することが多い。本稿は、これらを直接的に論じるものではないので、これを紹介するにとどめる。また、賃借権の転貸についての基本文献として原田(1985)がある。

(1) 転貸

転貸とは、貸し手である原賃貸人（以下、賃貸人）と借り手である原賃借人（以下、賃借人）が貸借契約（原契約）を結んでいるなかで、賃借人かつ転貸人が転借人（別の借り手）に又貸しすることである。これは契約であるから法律行為であり、それぞれが法律行為の当事者となる。転貸は、原契約があってはじめて成立するのであるが、2つの契約は全く別個のものである。転貸は1つの対象に対し、2つの契約があり、それぞれに債権債務関係が発生することから問題が生じやすく、民法612条1項で「賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、または賃借物を転貸することができない」とし、無断で転貸してはならないこととしている。もちろん、機構は転貸を前提としているため、賃貸人が署名する書類に転貸することが明記されている。

一般論として、賃貸人の承諾のある転貸でも、契約当事者である以上、賃借人には法律関係や負担が生じる（注14）。第1の例として、転借人が賃貸人に地代を納入していない場合、賃借人は賃貸人に地代を支払う必要がある。第2の例として、転借人は転借人の過失に対し責任を負う可能性がある。これは、賃貸人による転貸の承諾は、転借人を免責する趣旨を含んでいないという解釈によるものである。第3の例は、付帯設備に修繕の必要がある場合、転借人は（賃貸人に請求できないので）賃借人に請求し、賃借人はその手間を負う可能性がある

る。また、農地の場合は第1と第3の例に関連する複合的問題として有益費の問題がある。

（注14）法律にいくつかの解釈がある。本稿では中田（2021）を参照した。

(2) 転貸採用の理由

一般的に、転貸は賃借人にとって原契約が不要となるなど、賃借人の都合で利用される。また、転貸することで利ザヤを獲得する場合もある（注15）。もちろん機構にはその目的があり、機構法第1条に「農業経営の規模の拡大（中略）等による農用地の利用の効率化および高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すること」とされている。これに加え、農地法第1条に「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し（中略）食料の安定供給の確保に資する」と記載されている。転貸の必要性の是非が明らかでないなか、これらの目的達成に向けて、転貸という法律行為を伴う取引形態が利用される理由は何であろうか。ここでは主な理由として4つ挙げる（注16）。

第1は農地中間管理事業の開始とともに廃止された農地保有合理化事業の制度を引き継いだということである。これは消極的理由であるが、実際に、各都道府県において機構に指定されたのは、多くが農業公社であり、従来の農地保有合理化団体である。農地保有合理化団体が関与する場合の取引形態は転貸であり、これまでの運営ノウハウを生かして機構関連事業を推進する

ことが考えられたと推察できる（注17）。

理由の第2は、耕作放棄地を解消していくために、中間保有する機能を持つことが効果的な場合があるということである。しかしながら、後述するように中間保有機能が限定的であることから、転貸という取引形態の力を十分に発揮することが難しくなっている。

機構法構想当初案では、耕作放棄地解消という課題に対処していくことが強調されていた。当時、農林水産省は、機構、人・農地プランの法制化および機構利用に集中した助成金の交付の3つを利用して、農地を集積および集約していくことを考えていたと推察される。耕作放棄地の解消において、機構が耕作放棄地や転借人探索が困難な農地を中間保有することにはリスクを伴う。原契約を結んでも、転借人が見つからない場合、地代はもちろんのこと、管理費用等も負担しなければならない。こうした問題は、転貸という取引形態を採用していた農地保有合理化事業の時から既に問題となっていたものであり、目新しいものではない。これに対し、農林水産省は人・農地プランを法制化し、地域で耕作すべき農地を決め、その農地の賃貸人と転借人を計画しておき、それを機構に持ち込んでもらうことを想定した。これにより、中間保有リスクを極力回避することができる。そして、条件を満たし、かつ機構を利用した場合に助成金を交付することで、集積と集約化を促すことができると考えていたものと思われる。

しかしながら、この構想当初案において、転貸は決定的に重要な取引形態とは考えにくい。なぜなら、人・農地プランが集積と集約の主役であり、耕作放棄地の解消はそのプランに依存し、転貸に依存するものではないからである。かねてよりの農地保有合理化法人も、転借人を見つけることが困難な農地は借り受けない方針としており、結果的に機構にもこの方針は引き継がれていることから、耕作放棄地解消に向けての転貸の利用は決定的要因とは考えにくい。

理由の第3は、機構による転借人選択の自由度をあげたいという観念である。13年6月の日本再興戦略に「機構が地域内農地の相当部分を借り受け（準公有状態）、大区画化等の基盤整備を行ったうえで、担い手への農地集積・担い手ごとの農地の集約化に配慮して貸し付ける」という文言があるように、機構を通じて政府による農地への関与を強めたい意向が垣間見える（注18）。

機構法案の審議前に、この第3の理由が注目されたのは、産業競争力会議や規制改革会議の意見が反映されたことによる。特に、白紙委任という用語が用いられ、転借人選択は機構が行うことが強調された。産業競争力会議等の立場からすれば、農地利用に関して地域との調和以上に、産業としての農業を考慮し、より効率的に農業経営を行う主体が農業を担うことを重視する。それゆえ、「農業への参入の促進」を掲げ、「既存の担い手農業者と新規参入者を公平に扱うべき」とし、既存の担い手への集約

を計画することが想定される人・農地プランの位置づけは、法定化から後退することとなる。そして、それまで農地保有合理化法人が確認していた賃貸人の意向を確認せずとも、機構が独自に転借人を選択することも予定していた。

しかし、現実問題として、白紙委任が原則となれば、多くの賃貸人は機構を通じた利用権設定の道を選択しないであろう。結果的に、機構は一定のルールを設けて転借人を選択することとなった(注19)。このように条件が付され、産業競争力会議等が考える転貸の効果的な側面の発揮が制限されている。

最後に、第4の理由として、農林水産省の説明を2点紹介する。第1は、第185回国会における衆議院での審議において、農林水産省の担当官は「信頼関係がないために流動化がなかなかできないというようなケースもあり、そういう場合に転貸が有効と論じていたことである。第2は、「相対での貸借では農地の分散錯圃が解消されず、農地の集約化にも限界」があり、機構を創設し、転貸を行うことである(注20)。

第1の点について、農林水産省の答弁者は「ケースもあ」と極めて限定的に論じていた。これはそのとおりであろうが、文脈上、これは少数の意見である。第2の点について、この考えが正しいか否かは判然としない。現状では、「これまでの市町村が作成する相対の計画による貸し借りでは、農地の分散錯圃が解消されず、農地の集約化を進めることが困難」な「ため、農

業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸し借りは農地バンクを経由した方法に一本化することとな」ったとあるが、農地バンク(機構)のどの点が、集約化を進めるために有効なのかが明確ではない。集積を進めることが困難だとは言っていないが、少なくとも、集約において機構の仕組みの何が従来の仕組みと異なるために有効なのかが判然としない。例えば、集約化が進む主要因として、助成措置のあり方、人・農地プランの内容とその現実性、就農者数といった外部環境等も候補に挙がる。助成金が交付されることが集約化の主要因かもしれないし、人・農地プランで集約する農地とその転借人を見通しておくことが集約化の主要因かもしれない。また、就農者数の減少率が高まれば、担い手に農地が集まりやすく、同時に集約化もしやすくなるため、それが主要因であるかもしれない。もし、転貸が集約化に決定的に重要であることを実証したいならば、相対取引と全く同じ条件で取引に関与し、検証にあたる必要がある。

(注15) サブリースが転貸にあたる。サブリースとは、建物所有者から建物を借り受け(原契約)、それを需要者に貸し出す(転貸する)ものである。例えば、アパート全室を借り受け、そのアパートの部屋を借りたい転借人に転貸借する。

(注16) 本節の記述は、13年規制改革会議第11、14、15、16、17回および第185回臨時会、衆議院農林水産委員会第8号の各議事録を参考にした。

(注17) これと関連し、引き続きフランスのSAFER(Sociétés d'aménagement foncier et d'établissement rural: Land Development and Rural Establishment Society)を参考例とし続けているという可能性も指摘しておく。しかしながら、SAFERは主に農地の売買に関与する組織である。この点で、70年以降の農地保

有合理化事業を行う農地保有合理化団体の参考となったことには相応の理由がある。Sanglierら(2017)によれば、SAFERのその他の活動に仲介(intermediation locative)がある。フランスの農地取引では、一部が売却され、一部が賃貸借されることが多いため、SAFERの賃貸借への関与の重要性が増しているという記述がある。しかしながら、機構の中心的取引は貸借であるので、もしその仕組みを参考とするならば、そこには飛躍があるように思われる。

(注18) この文言は、担い手所有以外の農地が、貸借市場で取引されることを想定しているのだと思われるが、これが実現するとしてもそれはなお先のことであろう。ちなみに、24年度末現在、耕地面積427万haのうち貸借されている面積は118万haである(資料は(注8)に同じ)。

(注19) 実際、各機構は転貸先選択の優先順位を地域内、地域外、新規参入とし、地域内の担い手が優先されることとなっている。

(注20) 例えば、農林水産省HP (<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/shitumon.html>) (25年7月14日最終アクセス)を参照。また、御厩敷(2014)は、相対取引が原則であった日本の農地利用集積円滑化事業について、農地利用の分散状況の抜本的な解消につながらないと指摘している。

(3) 転貸のメリットとデメリット

農地という不動産の取引において、転貸を利用するメリットおよびデメリットは何であろうか。転貸利用のメリットとして、農地貸借に関与する組織が契約者として関与することによる賃貸人と転借人の安心感がある。但し、このとき、安心感を与える

最大の要因は公的であることかもしれない、転貸の寄与度がいかほどか、あるいは公的機関が仲介することと大きな差異があるか否かは判然としない。仲介において「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」という民法第644条が適用され、仲介であっても責任ある対応が求められる。したがって、何か問題が生じた場合は、納税者が負担するという経済的側面を上回る便益が転貸利用の理由として示されている訳ではない。

その他、参考となる資料として、農林水産省が機構利用のメリットを提示している(第2表)。ただし、これは機構利用のメリットであり、転貸固有のメリットではないことに注意する必要がある。

第2表のメリット1について、確かに機構という賃借人から賃貸人に、賃料が確実に振り込まれることはメリットかもしれない。しかし、転借人に不払いがあったとき、それは機構の負担となり、そのほとんどは納税者の負担となることには注意が必要である。農地という私有財産の私的取引の仲介あるいは代理であれば、こうした問

第2表 機構利用のメリット

賃貸人	転借人
1.賃料は確実に振り込まれます	6.農地の集約化をサポートします
2.契約期間満了後は農地は返却されます	7.賃料の支払いや事務手続きが楽になります
3.農地は適切に耕作されます	地域
4.税制の優遇措置が適用されます	8.機構集積協力金が支払われます
5.受け手の相続等に対応します	9.農地の条件整備ができます

資料 農林水産省HPより筆者作成
(注) 表内の2,4,8,9は転貸とは無関係である。

題は起こらない。

また、メリットの3の説明として、転借人が不在となった場合、地域計画に基づいて新たな転借人に転貸し、転貸までの空白期間は機構が管理するとしている。もちろん、これも貸貸人にとってのメリットであるが、空白期間の負担は機構が担うというデメリットもある。加えて、このメリットは地域計画のメリットであると考え。地域計画で地域内における担い手、すなわち転借人が予定されており、かつその担い手が農地を適切に管理するのであるから、これは機構利用のメリットか否かは議論の余地がある。さらに、メリットの5は相続対応であるが、相続が生じても、利用権設定の期間に影響を与えるものではない。仮に、相続人から契約解除の申し出があり、それを承諾したとしても、メリットの3と同様、その後の転借人は地域計画で予定されている（注21）。したがって、地域計画という農地利用調整についての地域の話合いの結果がある以上、責任と負担が相対的に重い転貸と単なる仲介との間に大きな差はないと推察される。

転借人にとっての転貸のメリットとして6と7がある。メリットの6は、地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能と説明されている。これも先のメリット3と同様、機構のメリットというよりはむしろ地域計画のメリットと言えるであろう。加えて、確かに利用権が設定された期間は借り続けることができるが、一方で、利用権

の性質上、期間終了後には必ず農地は返還されるという転借人から見たデメリットもある。

メリットの7も転借人にとってのメリットと言える。しかしながら、これは、一方の利益が他方の負担となる例であり、機構が負担を請け負っている例である。また、例えば、転貸でなく代理であっても、その事務手続きの手間を引き受けることは可能である。加えて、振込等の手続きには収納代行業者が存在する。その手数料を誰が負担するかは議論の余地があるが、少なくとも転借人のこの手間は、単なる仲介でも軽減することが可能である。こうして転貸という取引形態に絞って第2表にあるメリットを確認すると、その多くは仲介あるいは代理でも可能であるように思われる。

この他、農地保有合理化作業実施時から、集約化のために既存の貸借を終了させる必要がある場合、再度貸貸人の同意を得る必要がある、その手続きが面倒であるという指摘があった。確かに、貸貸人の同意を得ないことは、貸借人と転借人にとってメリットであろうが、問題となるのは貸貸人の同意のみである。これも農地貸借に関与する組織が貸貸人を代理することで解決可能であろう。

一方、デメリットもいくつかある。第1に、機構は法律行為から生じる法的責任とそれに伴う費用を当事者として負担する必要がある。法的責任については既に本節第1項で述べたとおりである。利用権設定は機構利用のみとなっており、仮に取扱い件

数が増えれば確率的に責任を問われる事象が増加し、費用は取扱い件数とともに増加するとすれば、機構の契約管理負担は増加する（注22）。

第2に、有益費がある。転借人が行った農地の価値向上のための投資は、賃貸人の農地の価値向上であるから、契約期間満了時に賃貸人は価値向上のために使われた費用を支払う必要がある。転借人にとって、賃貸人は契約相手ではないので、一般的には機構にそれを請求することになる。有益費は、機構が賃貸人に請求することになるが、こうした手間はもちろん、賃貸人が有益費を支払わない場合、少なくとも当面は機構が有益費を負担することにならないだろうか。地代においては、機構が賃貸人にそれを支払っても、転借人がそれを支払わないことが問題となるが、有益費の場合は逆で、賃貸人がそれを支払うことを拒絶することが問題となる。有益費は、多くの場合土地改良費の特別賦課金に帰着する。土地改良区は原則耕作者が（正）組合員であり、この原則の下で運営される場合、以上のような問題が生じる可能性がある（注23）。

第3に、賃貸人から見た場合、機構の中間保有機能が問題となる。機構は限定的に中間保有機能を発揮しているが、そもそもマッチングが困難な農地の扱いに苦慮するなら、マッチングが可能な場合に関与する仲介が、貸借関与組織の方針に合致するのではないだろうか。当然のことながら、仲介であっても、賃貸人が貸したいという農

地の転借人を探すことはできる。機構の役職員から見ても、転借人を見つけることが困難と知りながら農地を預かるというあいまいな態度をとる必要性はなくなり、かつ中間保有期間中に当該農地での作業を委託するなどしながら管理する必要性もなくなる。このことにより、賃貸人も一般的な不動産貸借と異なる方法に対して期待値を上げすぎなくなるであろうし、何より役職員の業務がより明確化されるのではないだろうか（注24）。

第4に、転借人から見た場合のデメリットもある。例えば、その地域と縁の薄い営農組織が、農地の転借人として手をあげた場合の対応である。もし純粋な転貸であれば、当初予定されていた賃貸人から機構への白紙委任が当該転借人のメリットとなることがあったかもしれないが、先述のとおり新規参入の優先順位は劣位にある。加えて、既に法定化された地域計画が農地の転借人を計画しているため、以上のような転借人は、より一層転借人となることが難しくなっている。こうした問題も、転貸でなければ生じにくい問題であろう。

（注21） 新たな転借先が決まらなくとも、作業受委託なら可能な場合がある。ただし、この場合は機構の中間保有となるから、結局農地は返却されることになる。いずれにせよ、地域計画が重要であり、担い手が決まらない農地は、地域計画でその農地の今後の検討されることになるであろう。

（注22） 負担が増える可能性は、若林（2022）で指摘されている。最近の文献でも安藤（2025）が事例報告からその可能性を指摘している。

（注23） 土地改良区では任意で准組合員制度を導入できる。賃貸人である地権者を准組合員化し、こうした問題が生じる可能性を低下させること

ができるかもしれない。

(注24) 第15回規制改革会議において「農地として利用することが著しく困難かどうかの基準を明確化すべき」との論点整理が提示されていた。もし、相対の仲介あるいは代理であれば、中間保有に関する基準の明確化は不要となる。

(4) 理論的な問題

若林・王(2022)は、Rubinstein and Wolinsky(1987)を援用し、瞬時に取引がなされることのない摩擦のある貸借市場においては、賃貸人と転借人が直接取引をし、それを仲介する1度の取引では余剰の分配は偏らないが、賃貸人から借り、借りた農地を更に貸し出す転貸においては、取引が2度にわたり、その場合、生じた余剰の分配が偏る可能性があることを指摘した。今のところ、機構は賃貸人からの白紙委任の下に、機構が農地の集積および集約を差配する設立前の想定のように進んでいない。むしろ、地域計画の法定化により、人・農地プランの法定化が打ち出された当初構想案が、10年遅れで動き出したと言えるのかもしれない。機構が関与するほとんどの取引において、既に賃貸人とその農地の転借は、相対で決まっている。すなわち、実質的に賃貸人と転借人が直接取引している1度の取引と変わらず、分配の偏りも生じない。

しかし、長期的に見れば現在の取引状況は変化し、転貸が力を発揮する場合も考えられる。例えば、地権者が不在地主で占められる場合である。仮に、彼らが「農地を適切に管理できる者なら誰でもよい」と考えるなら、転借人の選択権が機構のような

農地貸借に関与する組織に付与されるかもしれない。ただし、繰り返しになるが、これも代理で対応可能であろう(注25)。加えて、純粹に転貸を行うこととなれば、マッチングが2度に及ぶため、余剰の分配が偏る可能性がある。もしそうなら、非営利的組織としての公正性や公平性という存在意義を損なう懸念がある。

(注25) 相続が進み、所有権がますます細分化され、かつ不在地主が多くを占めることとなれば、地域計画の前提である話し合いが困難になることが想定される。このとき、集積および集約の任を誰が担うかが問題となる。仮に機構がその責を担うこととなれば、転貸はその機能を発揮するかもしれないが、そのコストは高いものと予想される。しかしながら、この場合も代理で対応可能であろう。

(5) 相対取引および交易所による仲介という条件下で進む中国の集約化

翻って、交易所は仲介に特化している。交易所は、出稼ぎにより耕作が困難な農地経営権の貸出し需要の増加等に応じて発展してきたが、その展開のなかで、転貸を取引形態として採用した交易所は管見の限り存在しない。交易所は複数の財産権を取り扱っており、転貸を採用し、契約当事者となることによる法的責任や負担を請け負うという発想はなかったものと推察される。農地経営権の取引は、仲介を伴わない相対取引が中心であり、交易所を利用する場合は仲介となる。それでも近年は農地の集約化が進みつつある。若林(2021)が紹介しているように、具体的には、村や村の土地合作社が、農地経営権を集積および集約化したうえでそれを貸し出している。すなわ

ち、貸し手側で農地を集約して取引に臨んでいるのである。その背景として、原則的に農地経営権の貸借取引が市場性を持つことが影響しているものと推察される。他の条件が同じであれば、借り手は作業しやすい面積の広い農地を借りることを希望する。こうした農地は需要が高く、かつ地代も上昇しやすい。そのため、村や村の土地合作社が主体的に集積および集約化にとりこんでいるのである。

一方、中国における仲介にはデメリットもある。その主なものとして、市場取引を重視している点があげられる。貸し手が貸したい農地の情報がウェブサイトに掲載されるが、そこに借り手候補者が現れるか否かは農地の条件と地代が重要指標となっている。もちろん、日本においても条件の厳しい農地は貸借市場に乗らず、機構も中間保有することはほとんどない。これは仲介、代理および転貸といった取引形態では解消の難しい問題である。農地の貸借は、当該農地に対する需要の有無が重要な要素であり、こうした農地への対処法は日中両国共通の課題であるとも言えよう。

(6) 機構利用取引の実態と転貸の必要性

機構は仲介でなく、転貸という特徴的な取引形態を利用しているが、形式と実態とが乖離している。確かに、形式的には転貸という取引形態を用いて、機構が貸貸人と転借人の両者とそれぞれ別個に契約を締結するが、実質的には貸貸人と転借人の相対取引であるところに、機構が契約当事者と

して両者に関わっている。したがって、機構が転貸先である転借人を選択する白紙委任の要素は残されてはいるものの、実際のところはその機能が形骸化しており、同時に価格形成に関与する機能も欠落している。この現状を見るに、転貸という取引形態を採用し続けることの合理性はあるだろうか。

既に述べたように、転貸固有のメリットは乏しい。加えて、仲介あるいは代理によって不可能なこと、転貸が仲介に優越する点はそう多くはないと推察される。そこに費用対効果も踏まえることとなれば、再検討の余地があるように思われる。

さらに、23年4月の農地経営基盤強化促進法の改正により地域計画が法定化され、既に25年3月末に地域計画の策定期限が到来している。機構は、地域計画に基づいた農地貸借に関与することとなっている。そして、この地域計画が機能すれば、機構の転貸という取引形態が持つ意味は薄れるように思われる。その主たる理由は、既に地域で誰を担い手とし、誰に農地を集積するかが予定されており、今後の集約化も目標地図に基づくことにある。すなわち、集積も集約化も地域計画がその礎にある。農地を利用する担い手が予定されているなら、少なくとも機構が転借人を探してマッチングする機能を持つ意義は低下する。加えて、農林水産省が言い続けてきた「農地が集約化するように配慮して機構が転貸する」のうち集約化は地域計画が担うこととなり、この文言も形骸化していく可能性が

ある。したがって、地域計画が機能すると、機構が転貸先である転借人を探す必要性は一層低下するのである。実際、機構が一定のルールを設けて転貸先を選択するための公募に関する文言は、機構法の改正により削除されている。

地域計画では、耕作放棄地についても対応する。仮に、話合いの結果、農地として利用可能でないと判断される場合には、農地以外としての利用方法も計画される。そうなれば、既に限定的機能となっている機構の中間保有機能を機能として持ち続ける意味も薄れていくのではないだろうか。

以上のように、実態から、地域計画の法定化という最近の動きから、そして第4項で確認した理論的な側面からも、転貸という機能を持ち続ける必要があるか否か、再度検討する余地があるように思われる。

おわりに

本稿では、農地貸借取引に関与する組織である日本の機構と中国の交易所を対象とし、両組織が持つ基本機能に着目した。まず、中国での実態調査から明らかになった交易所の基本機能を紹介した。その後、農地貸借に関与する組織が持つ基本機能である仲介機能を掘り下げ、仲介でなく転貸という契約形態を採用している機構を例にその必要性について考察した。

機構の場合、転貸を採用しているものの、多くの取引において貸借人が貸出し申請をする際に、既に転借人が予定されてお

り、実質的には仲介に近い状態であること、転貸方式でなくとも仲介や代理で解決可能なことも多いこと、話合いを前提とした地域計画が法定化され、集積および集約の主役はその地域計画が担うこと、理論的な側面からは、マッチングが2度にわたる場合に余剰の分配が偏り、そうなった場合に農地貸借に関与する組織が持つべき公正性が損なわれる可能性もあることから、農地貸借に関与する組織として、転貸という取引形態を利用し続ける必要があるか否か、再検討する余地があることを論じた。

日本では効率的かつ安定的な経営体を育成すること、中国では農業の現代化を進めることが求められている。この目標のために、いずれの国も農地を流動化させ、農業経営体の経営規模を拡大することを目指している。そして、その農地の流動化に関与する組織が機構であり、交易所である。

本稿は、基本機能のうち仲介機能のみを取り上げた。日中の農地貸借に関与する組織を比較すると異なる点は多くあり、それに伴い論点候補も多くある。それらの論点候補をひとつひとつ検討することが残された課題である。こうした検討を行いながら、利用者にとってはもちろんのこと、国民にとってあるべき組織のあり方を考えていくことが望まれる。

<参考文献>

- ・Rubinstein, A. and A. Wolinsky (1987) "Middlemen," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.102, No. 3, pp581-593.
- ・Sanglier, M., T. Martin and V. Rioufol (2017) "La SAFER." (25年7月14日最終アクセス)

https://www.accesstoland.eu/IMG/pdf/politiques_regulation_safer_a2l_final_fr.pdf

- ・金文成・翟雪玲・包月紅（2023）「農村産権流転交易市场発展成效、問題与建議」『農業現代化研究』第44巻第3号、381～388頁
- ・安藤光義（2025）「法改正後の農地中間管理機構の課題と方向—山口県、栃木県、北海道の状況—」『土地と農業』第55巻、125～140頁
- ・御厩敷寛（2014）「農地集積バンクによる担い手への農地集積と集約化の加速化」『時の法令』1957号、15～25頁
- ・柴晨光（2023）「会社制度改革以降の中国国有企業の管理統制制度：「党政群」を中心として」『駒沢大学経済学論集』第55巻第1号、1～19頁
- ・中田裕康（2021）『契約法新版』有斐閣
- ・原田純孝（1985）「賃貸借の譲渡・転貸」星野英一編『民法講座 第5巻 契約』有斐閣
- ・毛桂榮（2017）「『事業単位』と公務員制：中国行政の一側面」『明治学院大学法学研究』第102号、241～274頁
- ・若林剛志（2020）「中国農村産権交易所の開設と運営において求められる要件」『農林金融』第73巻第11号、40～52頁

- ・若林剛志（2021）「中国における農地集約化の一事例」『農中総研 調査と情報』web誌、第82号、14～15頁
- ・若林剛志（2022）「中国における農地流動化の現状」『農中総研 調査と情報』web誌、第88号、8～9頁
- ・若林剛志・王雷軒（2020）「農地流動化における中国農村産権交易所の機能に関する考察」『農業経営研究』第58巻第3号、69～74頁
- ・若林剛志・王雷軒（2021）「中国における農村産権交易所の研究動向と展望」『農林金融』第74巻第7号、19～36頁
- ・若林剛志・王雷軒（2022）「農地の権利取引に関する組織の日中比較」『農林金融』第75巻第12号、16～33頁
- ・若林剛志・王雷軒（2025）「中国農村産権交易所における民間企業運営の存立条件」『農業経営研究』第63巻第2号、印刷中

（本研究はJSPS科研費21K05824の助成を受けたものです。）

（わかばやし たかし）





家計における調味料の消費動向の推移

主任研究員 古江晋也

はじめに

本稿では、総務省が公表した家計調査のデータをもとに、家計（注1）における1963年から2023年までの調味料への年間支出額（以下、支出額）および年間購入量（以下、購入量）を分析する。

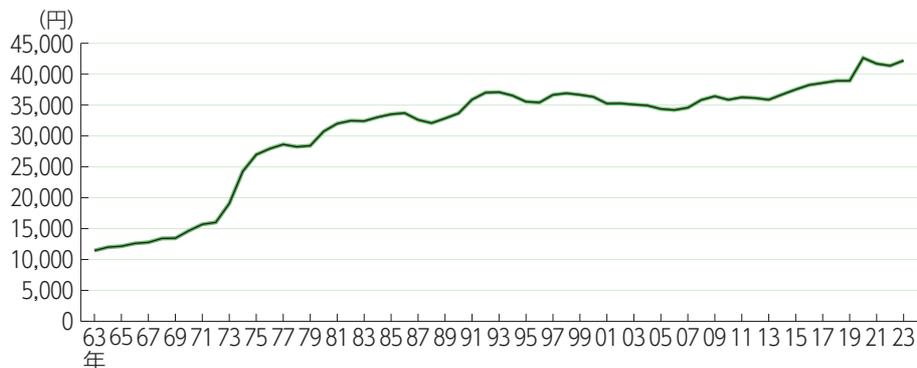
第1図は、家計における調味料への支出額の推移である。支出額が増加した要因は、70年代の「狂乱物価」といわれた急激な物価高に加え、女性の本格的な社会進出や共働き世代の増加から、調理の手間を省くことができる調味料が相次いで発売されたことなどがあった。

90年代から10年代は、バブル崩壊やリーマンショックなどの景気低迷によって内食

需要が高まったことから支出額が底堅く推移した。20年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって外出自粛や在宅勤務などを余儀なくされたことから、支出額は増加した。

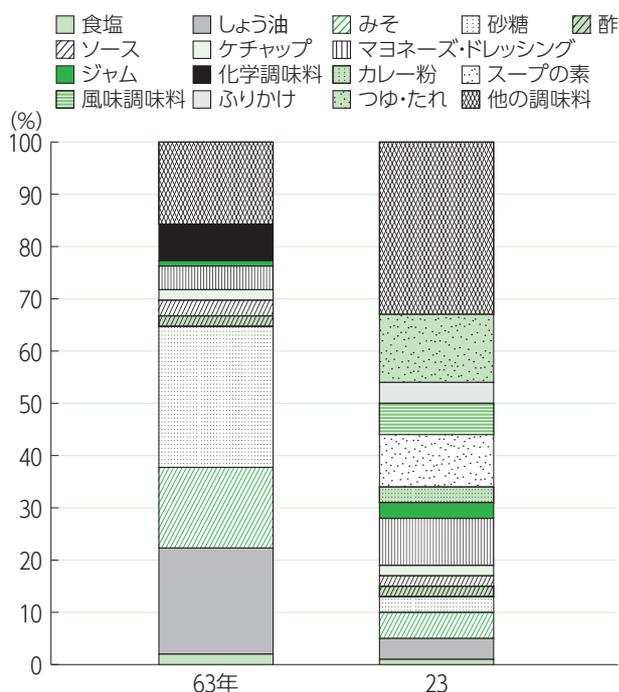
第2図は、調味料への支出額全体に占める63年と23年の個別品目別支出額の割合を比較した。63年のしょう油、砂糖、みその合計は、調味料全体の63%を占めたが、23年は12%に減少し、パスタソース、麻婆豆腐のもと、浅漬けのもとなどを含む「他の調味料」「つゆ・たれ」「乾燥スープ」の割合が増加した。この背景には、60年代以降、食品メーカーなどが、さまざまな調味料を開発・販売したことに加え、いわゆる「米離れ」「食の洋風化」などが進行したためであると考えられる。

第1図 調味料への支出額の推移



資料 総務省「家計調査」

第2図 調味料全体に占める個別品目別支出額の割合



資料 第1図に同じ

それでは、個別品目への支出額、購入量の推移をもとに、家計における調味料の消費動向の変化を概観する。

(注1) 63年から06年までは家計調査における「全世帯」、07年から23年までは「2人以上の世帯」の数値を使用している。

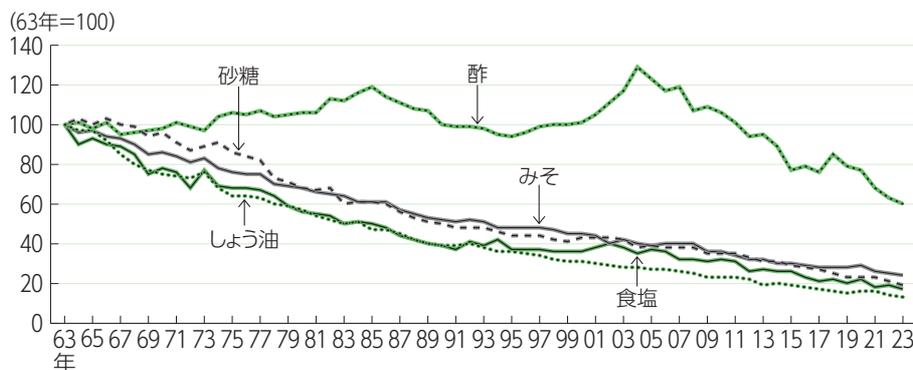
1 60年代以降、購入量が減少している食塩、しょう油、みそ

第3図は食塩、しょう油、みそ、酢の購入量の推移を示している（63年の購入量を100とする。第4図から第9図も指数化して表示している）。食塩、しょう油、みそが減少した背景としては、少なくとも次の三つの要因をあげることができる。

1つ目は、60年代に米国ブルックヘブン国立研究所のルイス・ダール博士が発表した塩分の摂取量が少ないと高血圧になる頻度も低いという説が日本でも広がったためである（注2、3）。この説が減塩を進める理由の1つとなり、食塩、しょう油、みその消費量が減少するようになった。

2つ目は、「米離れ」「食の欧米化」といわれるように高度経済成長期以降、食生活が変化したためである。特にご飯の消費量が減少すると、みそ汁の喫食回数も減少するようになった（注4）。

第3図 食塩、砂糖、しょう油、みそ、酢の購入量の推移



資料 第1図に同じ

3つ目は、新たな調味料や加工食品が増加したためである。女性の社会進出や共働き世帯が増加するようになると、調理時間を短縮するため濃縮タイプのめんつゆや即席みそ汁が積極的に活用されるようになった。このこともしょう油やみその購入量が減少する要因となった。

砂糖の購入量の減少した背景は、少なくとも、①でんぷんを原料にした異性化糖を含んだ清涼飲料、菓子、パンなどが市場で増加し、家庭における砂糖の使用が減少したこと、②肥満や虫歯、糖尿病などのもとになるというイメージが広がったことがあげられる（注5）。

一方、酢は、食塩、砂糖、しょう油、みそと異なり、購入量が増加した時期があった。その理由は、少なくとも、健康というイメージの高まりや、積極的な用途拡大を図ったからであった。例えば、80年代当時の中壱酢店（現ミツカン）は、家庭における消費拡大を図るため「サワードリンク・キャンペーン」「サワー漬けキャンペーン」「手づくりおすしキャンペーン」などを実施した（注6、7）。

80年代後半や90年代後半には酢を飲むことがブームとなった。特に90年代後半は黒酢がブームとなったが（注8）、消費者の中には特有の酸味が苦手な人もいた。そこでりんご酢など飲みやすさを強調した食酢飲料（ビネガードリンク）が発売された（注9）。また、ミツカンはカゴメや森永製菓と共同で、「健康」「朝の新習慣」をキーワードに食酢をトマトジュースや甘酒と混ぜ

て飲むことを提案した（注10、11）。ただポン酢しょう油やドレッシングなどの調味料が多様化するなか、酢の購入量も他の伝統的な調味料と同様に減少傾向にある。

（注2）毎日新聞（1991年9月13日付）

（注3）毎日新聞（1996年12月25日付）

（注4）毎日新聞（1996年12月25日付）

（注5）毎日新聞（1996年1月16日付）

（注6）日経産業新聞（1984年2月3日付）

（注7）日経産業新聞（1985年7月26日付）

（注8）日経産業新聞（1997年2月26日付）

（注9）日経MJ（2016年5月18日付）

（注10）日経MJ（2018年2月28日付）

（注11）日経MJ（2018年9月21日付）

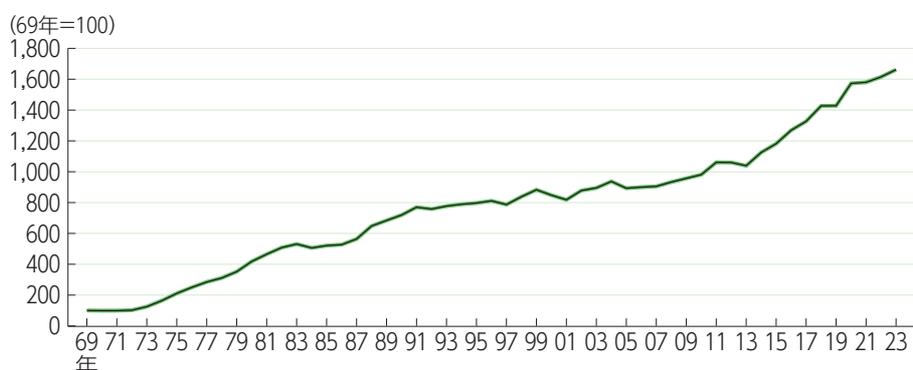
2 技術革新やマーケティング戦略で需要拡大を図った乾燥スープ

第4図は乾燥スープへの支出額の推移である。

乾燥スープに含まれる即席みそ汁は、60年代に商品化されたが、当初は粉末タイプが主流であった。当時の粉末タイプは熱風乾燥であったことから風味がよくなく、粉っぽさもあったという（注12、13）。こうした課題を克服するため、即席みそ汁の製造にフリーズドライ技術を導入したのが永谷園の「あさげ」（74年発売）であった。「あさげ」は落語家の5代目柳家小さん師匠を起用したテレビコマーシャルが人気となり、ヒット商品となった。

80年代には、生みそタイプが注目されるようになった。生みそタイプを本格的に手がけたのは75年に「生のみそ汁」を発売したショーマンであった。しかし当時は、

第4図 乾燥スープへの支出額の推移



資料 第1図に同じ

「あさげ」が全盛期であったこともあり、あまり注目されなかったという。その後、旭松食品が81年に「生みそずい」を発売すると、若者を中心に人気を集め、ブームの火付け役となった（注14、15）。

90年代にコンビニエンスストアが店舗網を拡大するようになると、カップ入り即席みそ汁の売れ行きも伸びた。そして00年代には、例えば、野菜たっぷりの健康食をコンセプトとした永谷園の「おみそ汁の大革命」（04年）、同じく永谷園の「1杯でしじみ70個分のちからみそ汁」（09年）など、機能性を強化した商品が相次いで発売された（注16、17）。その後も即席みそ汁市場は、「腸活」ブームの時期に乳酸菌や食物繊維入りが発売（注18、19）されるなど、各メーカーは時代に合わせた多様な商品を市場に投入している。

即席みそ汁以外の乾燥スープ（即席スープ）は、80年代のわかめブームを受け、わかめスープが人気（注20）となったこともあったが、主流はコーンスープであり、夕食に飲むことが多かった。そうしたなか味

の素は86年10月に「朝ごはん、ちゃんと飲んでる？」というキャッチフレーズのテレビコマーシャルをスタートし、即席スープを朝食に飲むというイメージ転換を図った（注21、22）。

00年代には、パスタや春雨などが入ったカップスープが人気となり、エースコックの「スープはるさめ」が女性を中心に人気を博した。日経産業新聞（2005）によると、04年にはカップ入りスープ全体の売上高の過半が春雨スープを占めるようになったとみられ、コーンスープ主体の市場構造が変化したという（注23）。

10年代には、メーカーは即席スープとパンと一緒に食べる「付けパン」という食べ方を提案したり、高級感のある具材や濃厚さを強調したりする一方（注24）、冷たい牛乳でもとろみがつく冷製インスタントスープなど夏の消費拡大にも力を入れた（注25、26）。

（注12）日経産業新聞（1981年11月11日付）

（注13）日経産業新聞（1983年5月26日付）

（注14）日経産業新聞（1983年5月26日付）

（注15）日経産業新聞（1996年8月23日付）

- (注16) 日経産業新聞 (2006年6月7日付)
- (注17) 日経産業新聞 (2009年12月4日付)
- (注18) 日経MJ (2017年7月21日付)
- (注19) 日経MJ (2016年4月20日付)
- (注20) 日経産業新聞 (1985年2月8日付)
- (注21) 日経産業新聞 (1987年1月9日付)
- (注22) 日経産業新聞 (1987年9月2日付)
- (注23) 日経産業新聞 (2005年4月5日付)
- (注24) 日経MJ (2015年10月26日付)
- (注25) 毎日新聞 (2018年6月26日付)
- (注26) 毎日新聞 (2020年2月12日付)

3 万能調味料化しためんつゆ

家計におけるつゆ・たれへの支出額は87年からほぼ右肩上がりで増加している（第5図）。かつてのめんつゆは、各家庭でつくられていたが、主婦の簡便志向や本物志向を背景に70年代後半から加工品のめんつゆ需要が拡大した（注27）。90年代以降、めんつゆはめん類に使用するだけでなく、天つゆや卵料理、煮物などにも使用されるようになった。この万能調味料化を受け、濃縮タイプが人気となった（注28、29）。94年にはつゆ・たれへの支出額がしょう油への支出額を上回った。

10年代後半頃からは、単身世帯の増加や冷凍うどんが普及したことを受け、メーカーでは一人前用に小分けされた「かけて混ぜるだけ」のめんつゆの販売にも力を入れるようになった（注30）。

焼き肉のたれの消費は、肉類の消費量の拡大に伴って増加した。しかし80年代になると外食産業が成長したこともあり、家庭用のシェアが低下したという（注31）。かつては、肉に漬け込むタイプの焼き肉のたれも多かったが、大都市圏ではマンションに居住する人々が増加し、煙やにおいが敬遠されるようになったことから、焼き肉のたれは「素焼きしてからたれにつけて食べる」スタイルへと変化するようになった（注32）。またあっさり食べたいというニーズから「おろし入り」タイプの焼き肉のたれも人気となった。

90年代はバブル崩壊によって肉食化の動きが高まったことと、牛肉の輸入自由化（91年4月）が追い風となり、焼き肉のたれの売上げは増加した。なお牛肉の輸入自由化は、焼き肉のたれだけでなく、ステー

第5図 つゆ・たれへの支出額の推移



資料 第1図に同じ

キ、すき焼き、しゃぶしゃぶ用などのたれの消費も拡大させる要因となった。

10年代は家計における節約志向や肉食志向の高まりに加え、焼き肉のたれをサラダに使用するなど、メーカー各社がレシピを積極的に提案するようになったことや（注33）、20年はコロナ禍の影響などから焼き肉のたれの消費が増加した。

つゆや焼き肉のたれは、専用調味料から万能調味料へとシフトする動きがみられるが、これはポン酢しょう油にも当てはまる。ポン酢しょう油は当初、「鍋物用のたれ」として開発されたが、春先になると売れ残りが返品され、大量の在庫が発生したという。そこで80年代からは鍋以外の用途を提案するようになった（注34）。10年代には、焼き魚やサラダなど鍋以外の用途に用いるケースが高まった（注35）。

一方、鍋つゆについては、90年代末から用途別の味付け鍋つゆ市場が急拡大するようになり（注36）、現在ではキムチ、豆乳、トマト、カレー風味の鍋つゆ以外にも、名店監修など多種多様な商品が販売されてい

る。また個食化が進行するなか、個包装した鍋つゆも販売されている。

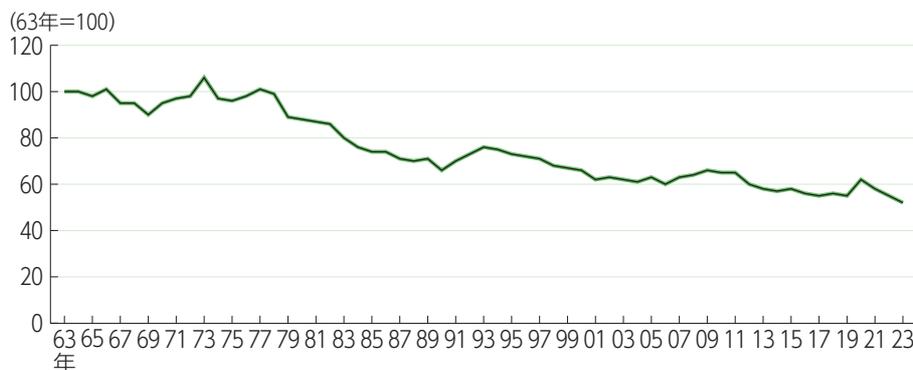
- （注27） 日経産業新聞（1983年6月23日付）
- （注28） 朝日新聞（1999年5月1日付）
- （注29） 日経MJ（2003年1月11日付）
- （注30） 日経MJ（2017年7月12日付）
- （注31） 日経流通新聞（1990年6月21日付）
- （注32） 日経流通新聞（1991年3月9日付）
- （注33） 日経MJ（2010年6月21日付）
- （注34） 毎日新聞（2025年1月26日付）
- （注35） 日経MJ（2011年8月5日付）
- （注36） 日経産業新聞（2000年11月28日付）

4 調味料の多様化で需要が低迷したソース

今日、スーパーには多種多様な専用ソースが並んでいるが、かつてはウスターソースがコロケ、生野菜、焼きそばなどに使用される万能調味料としての役割を担っていた（注37、38）。しかしソースの購入量は減少傾向にある（第6図）。その背景の1つには、マヨネーズやドレッシングなどの調味料との競合があった。

そうしたなか、ソース業界ではウスターソース以外にも中濃ソース、とんかつソー

第6図 ソースの購入量の推移



資料 第1図に同じ

スなどが発売され、第二次石油危機以降は、お好み焼き用や焼きそば用など、専用ソースが相次いで発売された（注39）。

調味料が多様化したなか、00年代には価格競争が激化し、05年にはイカリソースが会社更生法を申請し、ブルドックソースの傘下に入るなどの業界再編もあった（注40）。こうしたなか日本ソース工業会は需要喚起策の一環として「塩分がしょうゆより少なく、カロリーはマヨネーズやフレンチドレッシングよりも格段に低いことなど、健康に良い食品」であることをPRした（注41）。

一方、一般的に調味料は地域性が強く、個性的な味わいのあるものが少なくない。00年代後半からは、ネット通販の広がり、ご当地グルメやB級グルメの流行も追い風となり、「地ソース」が注目された（注42）。10年代にはソースに和風だしやしょう油を加えた万能調味料タイプのソースの発売などの動きもあったが（注43）、家計におけるソースの購入量は減少傾向にある。

（注37）日経産業新聞（1989年8月4日付）

（注38）日経産業新聞（1990年7月16日付）

（注39）日経産業新聞（1983年4月21日付）

（注40）朝日新聞（2006年2月14日付）

（注41）朝日新聞（2006年2月14日付）

（注42）日経MJ（2008年10月3日付）

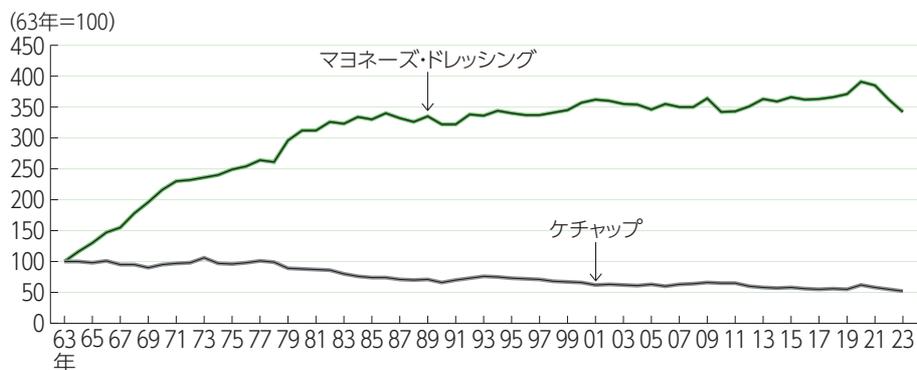
（注43）日経MJ（2012年12月3日付）

5 野菜サラダ普及によって 購入量が増加したマヨネーズとドレッシング

マヨネーズやドレッシングの購入量が増加するようになった理由は、戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が化学肥料を用いた清浄野菜の栽培を指示し、レタスやセロリなどの栽培が拡大したからである。

第7図はマヨネーズ・ドレッシングとケチャップの購入量の推移である。マヨネーズ・ドレッシングの購入量は野菜サラダが食卓に広まった60～80年代半ばにかけて急速に増加した。80年半ばになると、業界では家庭の冷蔵庫に平均3本のドレッシングがあると認識され、種類も洋風、和風、中

第7図 マヨネーズ・ドレッシングとケチャップの購入量の推移



資料 第1図に同じ

華風など多様化した（注44）。80年代後半頃になると、油を使用したドレッシングの売上の伸びは鈍化した。理研ビタミンのノンオイルドレッシング「スーパードレッシング青じそ」（89年2月）がカロリーを気にする消費者から支持され、ヒット商品となった（注45）。

90年代後半には、家庭では各個人の好みに応じたマヨネーズやドレッシングがストックされるようになり、マヨネーズをこよなく愛する人は「マヨラー」と呼ばれた。そして00年代前半には、従来のマヨネーズの風味とそん色がない低カロリー型マヨネーズが販売されたり（注46）、特定保健用食品の「マヨネーズ風調味料」が発売されたりするなど、マヨネーズ風調味料が市場をけん引した。

00年代中頃以降からは、少子高齢化、野菜消費量の伸び悩みなどを受け、各メーカーはサラダ以外の料理に使うドレッシングを相次いで投入した（注47）。また、既存のドレッシングについては豆腐やめん類のたれ、豚しゃぶ、マリネ、とんかつ、サラダうどんなどへの使用の提案も行われた（注48）。

一方、ケチャップは、家庭でチキンライス、オムライスやスパゲティ（ケチャップナポリタン）などの洋食が作られるようになったことから需要が拡大した。かつては子ども用調味料として支持（注49）されたが、83年をピークに購入量は減少した。背景には少子化という流れに加え、パスタの場合は専用ソースが相次いで発売されたこ

ともある。こうしたなか、カゴメは需要喚起策の一環として、00年代後半にオムライスの表面に文字を書く「オムレター」などに取り組んだ（注50）。

トマト調味料は、80年代後半以降に流行った「イタメシ」ブームを受け、家庭でもイタリア料理が作られるようになったことや、00年代に特定健診・特定保健指導が始まり、トマトは「健康」というイメージが強かったことから、注目された（注51）。ただ、競合する調味料が増加するなか、コロナ禍の時期を除くと、ケチャップの購入量は伸び悩む傾向にある。

（注44）日経産業新聞（1988年9月26日付）

（注45）日経産業新聞（1990年3月14日付）

（注46）日経産業新聞（2000年8月15日付）

（注47）日経産業新聞（2008年3月25日付）

（注48）日経MJ（2005年9月16日付）

（注49）日経産業新聞（1996年12月26日付）

（注50）日経MJ（2008年12月19日付）

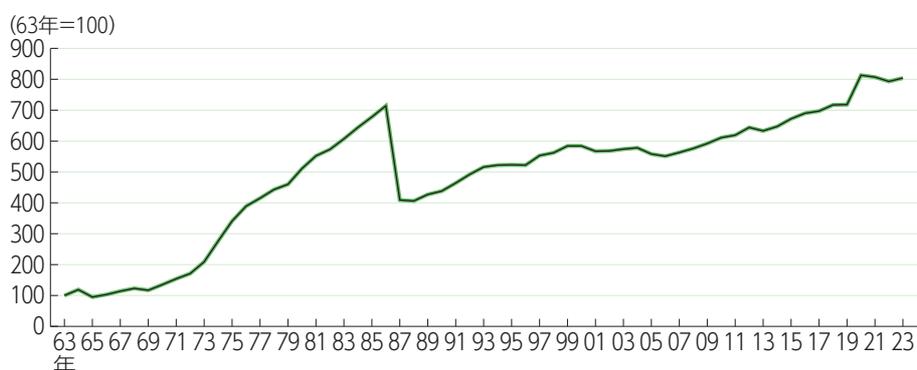
（注51）日経MJ（2008年6月16日付）

6 手間のかかる料理が簡単にできる合わせ調味料

第8図は他の調味料の推移である。他の調味料は、構成品目の入れ替わりなどによって支出額が大幅に減少することもあるが、全体的な傾向としては高い伸びを示している。この背景の1つには、麻婆豆腐のもとやパスタソースなど、さまざまな種類の料理が簡単につくれるというニーズを捉えたためと考えられる。

麻婆豆腐のもととは、60～70年代にかけて相次いで発売された。それ以前の家庭にお

第8図 他の調味料への支出額の推移



資料 第1図に同じ

ける豆腐料理といえば、冷ややっこやみそ汁の具が主体であったが、麻婆豆腐のもとが発売されたことで豆腐がメインディッシュとなった(注52)。また、中華料理が手軽に作れるなど、家庭における料理のレパートリーはひろがった。

80年代になると、麻婆豆腐のもとに加え、麻婆茄子のもと、麻婆春雨、カニ玉のもとなどが発売され、中華料理の種類が増加した。90年代になっても中華料理のものは人気を維持し、合わせ調味料の販売は生鮮食品の販売動向にも影響を及ぼすようになったという(注53)。10年代には、合わせ調味料の消費が伸び悩むとの見方もあったが、中華風、和風、洋風だけでなく、韓国風、エスニック風など種類が増加し、「手間のかかる料理をフライパンひとつで、10分以内」でつくれるとともに、「もう一品追加したい」というニーズをとらえた(注54)。

パスタソースは80年代後半の「イタメシ」ブームを受け、売上げが拡大した。パスタソースの主流はミートソースであり、

缶の容器が主流であったが、時代の変化とともに、袋状のレトルトパウチ、パスタとあえるだけの「あえるタイプ」とより簡便化が図られるようになった(注55)。特に00年代半ばにはキューピー「あえるパスタソースたらこ」がヒットしたことから、家庭でタラコスパゲティブームが起こった(注56)。19年1月にはキューピーの家庭向け缶詰の販売終了が報じられる一方、あえるタイプは市場の3割のシェアを占めるようになった(注57)。また、調理時間や食器の洗い物の手間も省けるように、袋の中に乾めんと水を入れ、電子レンジで調理するパスタソースが発売されるなど、パスタソースにおける調理の簡便化の流れは加速している(注58)。

(注52) 日経産業新聞 (1984年6月1日付)

(注53) 日経産業新聞 (1996年3月25日付)

(注54) 日経産業新聞 (2012年6月1日付)

(注55) 産経新聞 (2019年2月4日付)

(注56) 日経MJ (2008年3月17日付)

(注57) 産経新聞 (2019年2月4日付)

(注58) 日経MJ (2024年7月3日付)

7 「米離れ」でも、多くの使用シーンを提案したふりかけ

「米離れ」にもかかわらず、ふりかけへの支出額は近年、増加している（第9図）。

これまでふりかけは、子どもの食べものというイメージが強く、ネーミングや人気キャラクターの活用が販売動向を左右した。またご飯にかけて食べることから、家計における米の消費動向にも影響を受けていた（注59）。こうしたなか、89年発売した「おとなのふりかけ」（永谷園）がヒットしたこと、大人向けのふりかけが注目された（注60）。

90年代半ばになると、テレビ番組の人気キャラクターの移り変わりが激しく、商品の実質的な販売期間が短縮化されるなどの動きから、オリジナル商品を充実させるメーカーもみられるようになった（注61）。その後、ふりかけは大人向けだけでなく、おにぎりに混ぜ込むふりかけや、めんにかける薬味タイプのふりかけなど、商品が多

様化するようになった（注62）。

リーマンショック後は、内食志向が強まり、昼食代を節約するため弁当を持参するビジネスパーソンが増加した。このことがふりかけの需要を一時的に高めることにもなった（注63）。10年代になっても、カレー、キムチなどの味付けや寒天入りなど商品が多様化し、幅広い世代向けの商品となったことや（注64）、ご飯以外にも鍋やめん類の薬味、トーストに乗せる食べ方、さらにはふりかけを用いた時短クッキングをウェブサイトで紹介したこと（注65）なども市場が拡大した要因となった。

（注59） 日経産業新聞（1983年5月19日付）

（注60） 日経流通新聞（1990年5月29日付）

（注61） 日経産業新聞（1994年9月16日付）

（注62） 東京読売新聞（2001年5月22日付）

（注63） 中部読売新聞（2009）

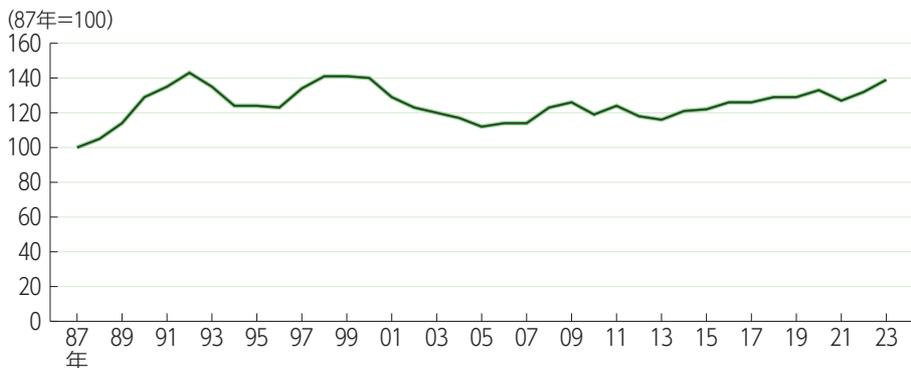
（注64） 東京読売新聞（2015）

（注65） 朝日新聞（2016）

おわりに

以上、63年から23年の家計における調味料の消費動向を概観した。

第9図 ふりかけへの支出額の推移



資料 第1図に同じ

家計におけるしょう油、みそ、ソース、ケチャップなどの調味料の購入量は60年代頃から減少傾向にある。その要因の1つは、例えば、しょう油からめんつゆ、みそから乾燥スープ、ケチャップナポリタンからパスタ専用ソースへと「手間のかからない調味料」「本格的な調味料」へと代替が進行したためである。

こうしたなか伝統的な調味料を製造するメーカーや業界団体などは、販売促進のためキャンペーンや積極的なPRを展開してきた。ただ、所得の伸び悩みから共働き世帯が増加するなか、各メーカーはフライパン1つで料理が仕上がるなど、「調理時間を短縮する」「調理の手間を省く」ニーズを捉えた調味料の開発を競う動き（注66）もある。そのため今後の調味料市場は、引き続きタイムパフォーマンスやコストパフォーマンスを追求する調味料の開発・販売に力を入れると考えられる。

一方、調味料の多様化は食生活を豊かにしてきた半面、「使い切れない」という声も高まっている。各メーカーでは消費拡大の観点から専用調味料から万能調味料へとシフトする動きを加速させてきたが、物価高が進行している状況においては、食品ロスを削減するという観点からも積極的な提案が求められる。

（注66）日経ヴェリタス（2024）

<参考文献>

- ・朝日新聞（1999）「調味料 味付け外注の時代（脱「さしすせそ」：上）」5月1日付
- ・朝日新聞（2006）「ソースのあまから事情 広島焼き

影響、甘み増す 調味料多様化、消費減る【大阪】
2月14日付

- ・朝日新聞（2016）「ふりかけ多彩 ターゲット絞る・『食材として』提案」4月6日付
- ・産経新聞（2019）「【いいね暮らし】食生活 国内初のミートソース缶、販売終了」大阪夕刊、2月4日付
- ・東京読売新聞（2001）「[MONOもの語り] ふりかけ 多様化する食卓の定番」5月22日付
- ・東京読売新聞（2015）「ひと味違う ふりかけ 大人好み、女性も意識 カレー味や寒天入り…」11月7日付
- ・中部読売新聞（2009）「『内食』で活気 ふりかけ業界2ケタ増、生めんラーメン61%増…＝中部」7月18日付
- ・日経MJ（2003）「ミツカン亀山勝幸氏一液体調味料、クッキング追いがつお（着眼着想）」1月11日付
- ・日経MJ（2005）「ドレッシングーピーエトロ手作りの粋、老舗キューピー、味付け豊富に（ヒットを狙え）」9月16日付
- ・日経MJ（2008a）「パスタソースー『手軽さ』受け、需要伸長（ヒット分析伸びる市場）」3月17日付
- ・日経MJ（2008b）「トマト調味料一家で手軽に伊料理、健康志向も追い風（ヒット分析伸びる市場）」6月16日付
- ・日経MJ（2008c）「地ソースーご当地グルメの演出家、こだわり多彩（ブームの裏側）」10月3日付
- ・日経MJ（2008d）「トマト調味料ーカゴメ、童心がっちり、飽きさせない販促光る（ヒットを狙え）」12月19日付
- ・日経MJ（2010）「焼き肉のたれー内食志向追い風に、09年度市場規模2%増（ヒット分析伸びる市場）」6月21日付
- ・日経MJ（2011）「ぼん酢ジュレ新市場かけるー開発戦略は三者三様、ジュレ技術活用、ぼん酢用途拡大」8月5日付
- ・日経MJ（2012）「ブルドックソース松嶋麻由子さんーブルドックうまソース（万能調味料）（着眼着想）」12月3日付
- ・日経MJ（2015）「即席スープ、バイヤー調査ー『クノールコーン』熱い人気、広告・宣伝、他を圧倒。」10月26日付
- ・日経MJ（2016a）「長谷園『シールド乳酸菌M-1みそ汁』一味損なわず『免疫力向上』（人気商品ここが突破口）」4月20日付
- ・日経MJ（2016b）「ミツカン『まるやかりんご酢』一飲みやすく『ライト層』狙う（人気商品ここが突破口）」5月18日付
- ・日経MJ（2017a）「うどん冷やでツルッと、『かけて混ぜるだけ』めんつゆ続々ーミツカン、キッコーマン、永谷園。」7月12日付

- ・日経MJ (2017b)「味噌、もっと食べて！意外な足し算がミソソーサポロ+『神州-』、機能性に特化、塩分をカット、乳酸菌も配合。」7月21日付
- ・日経MJ (2018a)「カゴメとミツカン、共同で販促、ジュースと酢、健康の一杯、トマトジュース×リンゴ黒酢、朝の新習慣提案。」2月28日付
- ・日経MJ (2018b)「食酢と甘酒、混ぜて飲んで、ミツカン・森永製菓、共同展開、スーパー3000店で、若年層など狙う、酸味と甘さがマッチ。」9月21日付
- ・日経MJ (2024)「永谷園『パキット』出荷、計画比3割増、サッとパスタ 次は『ながら食べ』」7月3日付
- ・日経産業新聞 (1981)「永谷園本舗、和風加工食品で3冠王(中)即席汁でも生みその味(挑戦の記録)」11月11日付
- ・日経産業新聞 (1983a)「専用ソース-新製品でシェア争奪、ローカルブランドも善戦(激戦ヒット商品)」4月21日付
- ・日経産業新聞 (1983b)「ふりかけ-大手2社し烈な攻防、高級化-一方で学校給食に(激戦ヒット食品)」5月19日付
- ・日経産業新聞 (1983c)「即席みそ汁-“生”めぐり各社攻勢、第一線の勢力図塗り替えも(激戦ヒット食品)」5月26日付
- ・日経産業新聞 (1983d)「めんつゆ-“陣取り”へ値引き激化、差別化へ相次ぎ新製品(激戦ヒット商品)」6月23日付
- ・日経産業新聞 (1984a)「食酢-健康し好うまく適合、中壱酢店の影響力絶大(激戦ヒット食品)」2月3日付
- ・日経産業新聞 (1984b)「豆腐料理の素、『和・洋・中』入り乱れ-脱麻婆2社、市場にカツ(激突シェア戦線)」6月1日付
- ・日経産業新聞 (1985a)「わかめスープ-各社、味で多品種化図る、ピーク時を過ぎ正念場に(激突シェア戦線)」2月8日付
- ・日経産業新聞 (1985b)「国産食酢-ミツカン、圧倒的強さ、後続は高級品路線で追う(激突シェア戦線)」7月26日付
- ・日経産業新聞 (1987a)「即席スープ『朝飯前』の勝負厳しく(激突シェア戦線)」1月9日付
- ・日経産業新聞 (1987b)「朝食市場ネスル参入-流通業者招き講演会(選食の時代)」9月2日付
- ・日経産業新聞 (1988)「ドレッシング-健闘光る味の素、使い方自体に“新味”(日経POS情報)」9月26日付
- ・日経産業新聞 (1989)「イカリソース、ドレッシングに本腰(シェフを超えて変容する業務用食品市場)」8月4日付
- ・日経産業新聞 (1990a)「ノンオイルドレッシング市場、健康志向に乗り拡大-理研ビタミンが先鞭。」3月14日付
- ・日経産業新聞 (1990b)「ブルドックソース社長川村親慶氏-多種多様なソース提案(新社長登板)」7月16日付
- ・日経産業新聞 (1994)「丸美屋が比率ダウン、子供向けキャラクター商品。」9月16日付
- ・日経産業新聞 (1996a)「合わせ調味料、新顔登場で活況-本格仕立て簡単に。」3月25日付
- ・日経産業新聞 (1996b)「第5部成長企業の秘けつを探る(6)旭松食品-納豆、味で関東攻略(食を創る)」8月23日付
- ・日経産業新聞 (1996c)「調味料に-工夫、家庭の味見直し-消費減少に危機感、新分野創出、違い鮮明に。」12月26日付
- ・日経産業新聞 (1997)「タマノイ酢、『スーパー黒酢ドリンク』-TV番組での紹介契機(地方からのヒット)」2月26日付
- ・日経産業新聞 (2000a)「マヨネーズ、カロリー型にシフト-製法改良、風味向上で奏功、利幅大きく。」8月15日付
- ・日経産業新聞 (2000b)「鍋つゆ『キムチ』シフト鮮明に、エバラなどを大手が追う(食天王山)」11月28日付
- ・日経産業新聞 (2005)「春雨スープ、女心に浸透-エースコック、行き着いた新市場。」4月5日付
- ・日経産業新聞 (2006)「永谷園マーケティング企画部小川菜穂氏-若い世代にみそ汁を(創造ライフスタイル)」6月7日付
- ・日経産業新聞 (2008)「サラダだけじゃない、ご飯にもドレッシング、そうめんや焼き肉用にも、斬新な用途提案。」3月25日付
- ・日経産業新聞 (2009)「永谷園、シジミみそ汁、供給能力3倍、受注増で10月に販売休止、年内に販売再開へ。」12月4日付
- ・日経産業新聞 (2012)「惣菜のもと『お肉マジック』(永谷園)一手間かかる料理手軽に(ここに価値あり)」6月1日付
- ・日経流通新聞 (1990a)「永谷園本舗の『おとなのふりかけ』-素材を生かした高級品(売れ筋)」5月29日付
- ・日経流通新聞 (1990b)「焼肉のたれ-あっさり味が主流に、カゴメは新商品で再挑戦。(売れ筋)」6月21日付
- ・日経流通新聞 (1991)「おろし入り調味料-焼肉もさっぱりと、ドレッシングにも登場(売れ筋)」3月9日付
- ・毎日新聞 (1991)「[Whyなぜ]塩摂取量・1日10グラム以下『高血圧予防に効果』が定説」9月13日付
- ・毎日新聞 (1996a)「[食シリーズ]砂糖“甘さ控えめ”

で現実は甘くない?! --業界、消費拡大に懸命」 1月16日付

- ・毎日新聞 (1996b) 「[この人と] 全国味噌工業協同組合連合会会長・小山正邦さん/ 2」 12月25日付
- ・毎日新聞 (2018) 「冷製スープ：新商品続々 夏の市場拡大へ工夫 味、冷たくてもとろみ十分 容器、ペットボトルや紙パック」 6月26日付
- ・毎日新聞 (2020) 「トピック最前線：トピック最前線 スープで心身温めて 手軽に栄養、味も豊富」 2月

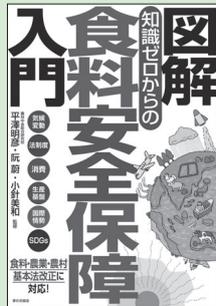
12日付

- ・毎日新聞 (2025) 「迫る：ミツカン 寄り添いの60年 (その2止) 口コミ発『鍋以外にも』」 1月26日付
- ・日経ヴェリタス (2024) 「キッコーマンや味の素、商品開発競う 時短調味料、タイプ・コスパ◎ (投資テーマを斬る)」 12月1日付

(ふるえ しんや)



書籍案内



図解 知識ゼロからの 食料安全保障入門

農林中金総合研究所・
平澤明彦・阮蔚・小針美和 監修

2024年12月18日発行 A5判192頁 定価1,800円（税別）（一社）家の光協会

2020年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行や、輸入食料・資材の値上がり、ウクライナ紛争が相次ぎ、食料の安定供給に関心が高まりました。その結果、農政の大枠を定める食料・農業・農村基本法の改正に至り、今や食料安全保障は基本法の第一の基本理念となりました。しかし依然として将来にわたる食料輸入の不確実性は拭えず、国内の農業生産基盤も脆弱化する中で、食料安全保障の確保は国民全体に関わる重要な課題です。そうしたことから国内外の食料安全保障について総体的に解説する本書の刊行が決まりました。

本書では、食料安全保障とは何か、なぜ世界と日本で問題になっているのか、世界と日本の事情の違い、といった点を解説し、日本については過去の経験を踏まえたうえで現状と課題、取り組みについて基礎的情報を提供する意図で執筆しています。

（本書「はじめに」より）

目次

- 第1章 食料安全保障の基本的な概要を知る
- 第2章 世界の食料安全保障はどうなっているのか
- 第3章 食料安全保障を脅かすリスクを知る
- 第4章 日本における食料安全保障のあゆみ
- 第5章 日本の食料安全保障はどうなっているのか
- 第6章 消費者が食料安全保障に貢献するためには

購入申込先……………（一社）家の光協会 TEL 03-3266-9029
問合せ先……………（株）農林中金総合研究所 TEL 03-6362-7700

中国の農村土地制度

—農民の権利保護と経営効率化、持続的な発展のはざま—

昨年度からの米の高騰は、生産供給のみならず需要や流通の問題など、改めて米を中心とした日本農政の在り方について議論を呼んでいる。生産から流通・加工、消費者に至るまでのサプライチェーンの重要性も再認識されたことだろう。議論は減反政策にまで及び、7年前に廃止されたにも関わらず、なぜ米不足が起こるのかといった議論や、農家の高齢化と担い手不足、耕作放棄地の問題や、若手農家や大規模経営農家への農地集約にまで議論が及んでいる。米という主食の価格高騰に直面し、食糧安全保障についても関心が高まり、日本農業の厳しい側面が改めて浮き彫りとなった。

筆者は中国の農村の問題について、財政制度や農業改革の側面から研究を行っている。中国農業も、日本と同様に高齢化や労働力の流出、担い手不足の問題に直面しており、小規模分散経営から脱却し、一定規模以上の経営主体を育成する、或いは農民専業合作社と呼ばれる農家組織を形成するなど、生産性向上や経営効率化の取組みが実施されてきた。しかし、農地は集団(農村集団組織)所有であり、それぞれの農家に対しては請負経営権が配分される(「兩權分置」)。農民にとってこの配分される請負経営権は重要な権利であり、農地の流動化や集約は想定されたほど進まなかった。

一時期、中国では農地収用が問題となり、日本のメディアでも盛んに取り上げられた。都市近郊農村を中心に、都市化の進展に伴い、農地が収用され転用されたが、その際の補償が不十分であったり、農家への丁寧な説明と合意といったプロセスを経ないなど、紛争が頻発した。土地を失った所謂「失地農民」の問題や、急激な耕地の減少に対し、中国政府は収用の際の補償の引き上げとともに、耕作地の減少を食い止めるべく、その維持について省長責任制のもと厳しい管理を行っている。

2010年代に、筆者が黒竜江省ハルビン市のある郊外農村を通りかかった際目にしたのは、農地に鉄骨がぼつりぼつりと立っている状況だった。同行してくれた黒竜江省農業科学院の研究者に尋ねたところ、その周辺の農地は幹線道路に面しており、農地収用が予定されているとのことで、補償額を引き上げるために農家が農地に様々投入を行ってきたことをアピールするものであるとの説明であった。問答無用の収用ではなく、補償額引き上げの交渉の余地があるという点で、以前の状況から大きく改善がされたのであろうと感じつつも、何も植わっていない農地に、鉄骨が突き立つ異様な風景が印象的であった。

1978年の改革開放以降、農家ごとに農地の経営を請負わせる農家経営請負制が導入された。当初は、農地の割り振り方や請負期間など制度が未整備な部分も多く、度々実施される収用や農地の割り替えは農民にとって死活問題であり、紛争が絶えず、長期的な視点での農業投資や土地の肥培管理意欲を阻害した。そのため、農村集団組織との請負関係や農業経営の安定化に向け、請負期間をまずは15年、その後30年に延長し、2019年には30年満期を迎えた後も更に30年延長するとともに、請負経営権の規定整備や保護が進められた。2003年には「農村土地請負法」が施行され、農家の請負経営権を保護するとともに、その移転による経営効率化が図られた。農家経営請負制導入により農家の生産意欲が刺激され農業生産は増加したが、一方で農家ごとの小規模経営は市場の変動、輸入作物との競合、農業資材の価格上昇によるコスト増といった課題に直面し、生産性の向上に向け農地集約などによる効率化が求められるようになっていた。2010年代半ば以降になると、流動化促進を目指して、請負権から経営権を分離し(「三権分置」)、経営権の流動化が更に促進されるようになった。

「農村土地請負法」は2018年に改正され、農地流動化へとさらに舵が切られた。また、経営権を担保として金融機関より融資を受けられることが規定されたことにも注目が集まった。土地の集団所有制とその土地を集団内の農家に請負わせるという枠組みは堅持しつつ、経営権を分離し流動化を促進する(しかもその経営権は融資の担保にできる)というわかりにくさや複雑さははらみつつも、農民の権利保護、生産性向上や経営効率化という難題に取り組んでいる。経営権の流動化(担保化)が進めば、その権利関係はより複雑になることが予想される。土地の流動化が進められるなかで、長期的視野で農地やその周辺環境を育んだり、地域特有の栽培や文化・風習をいかに維持するのか、といった課題も顕在化している。農村土地制度は、当然ながら農業経営の根幹であるとともに、農村の社会文化の様相や環境にも影響する。これらの側面からの農村土地制度の在り方の検討も必要であろう。

<参考文献>

- ・河原昌一郎(2022)「中国農村土地制度」長友謙治・河原昌一郎・岡江恭史著『改革30年農業と土地制度—ロシア・中国・ベトナム—』筑波書房、第3章、77~136頁
- ・高屋和子(2019)「中国の農村土地制度の改革—農業生産の効率化と農地集約」『関西大学経済論集』68(4)、219~238頁 など

(立命館大学経済学部 教授 高屋和子・たかや かずこ)



猪瀬直樹 著

『昭和16年夏の敗戦
——新版——』

「昭和100年」、戦後80年の節目だから、新刊でもない書物をあえて紹介したい。と言うのは表向きの理由にすぎない。実は、「NHKスペシャル「シミュレーション ～昭和16年夏の敗戦～」制作開始のお知らせ」から、総力戦研究所での「模擬内閣」における総理大臣役は産業組合中央金庫の調査部出身者が務めていたことを知ったからだ。

「総力戦研究所」といういかつい名前と、模擬内閣でのシミュレーションにて日本必敗の結果が出ていたにもかかわらず開戦に突き進むという、なんともやりきれない内容が世間の関心を引いていたので、本書のことは知っていたものの、知ったかぶりして読んではいなかった。だが、大先輩が関係しているとなれば、これはもう読むしかない。

来る戦争が、武力戦にとどまらず経済戦、思想戦となることを認め、それに備えようと人材を集めて研究させるところまでは、時局をわきまえたまっとうな判断であったろう（尤も、英国に先例はあったようなので先進的とまでは言えないかも知れぬ）。ただ、自ら見込んだ研究生の模擬内閣の出した結論にもかかわらず、実際の政府部門は開戦の既定路線を覆すに至らなかったのは極めて残念だ。また、そうした行く末が見通せていたにもかかわらず戦争へ突入させた指導部は、つまりは確信犯で、その責任は倍加する。

対米開戦はできない、と模擬内閣は結論付ける（P145）。だが、研究所の教官は開戦した前提でさらに演習を続けさせる。その後、南方物資の不足（輸送船が撃沈されるから）による継戦能力低下、本土空襲の激化、ソ連参戦まで見通し、数日後に、「わが国力の許す所ならず、との見解有力にして、閣議の一致を見るに至らず」と宣言し模擬内閣は総辞職する（P158）。

本書を通じて、一番怖いと思った部分は、実は総力戦研究所そのものの話ではない。数字の怖さだ。総力戦研究所とは別のところ（陸軍省整備局資源課）で石油の需

給バランスが試算され、開戦しても3年後まで石油は足りるというこでの試算結果が、開戦の決定に有利に使われたのだが、この作り方がまず大問題。事実というよりも、これくらいは南方で採れるだろう、という願望を基にしていること自体どうかと思うが、最後は、足りるという結論になるように、数字を作っていくのである。表にしてみると整合性はあるので、納得してしまうということだ。「これなら何とか戦争がやれそうだ、と皆が納得しあうために数字を並べたようなものだった。赤字になって、これではとても無理という表を作る雰囲気ではなかった。そうするよ、と決めるためには、そうかしかがないな、というプロセスがあって、じゃこうこうなのだから納得しなくちゃな、という感じだった。」と、目の前で数字が固まるのを見ていた担当者が述懐している（P181）。

実際にはないデータであるにもかかわらず、ある程度の理屈を付けて判断材料に仕立て上げることができる人を、組織は「頭が良い人」として重用する。だが、これはとても不誠実なことだ。では、前述の担当官は職を賭して抗議すべきだったか？あの状況下では、更迭後に後任が同じ作業をしたであろう。ただ、その後任も抵抗したら？そして、そのまた後も…また、意思決定者は、時には調和を乱すのを覚悟で、示された数字の根拠を問い質し、違う結論に持つて行くこともできる。数字を作るのも、数字を使って意思決定するのも、誠実に行われなければならない、とデータを扱うことの多い身として思い知らされる。

この新版では、現代の状況も昭和16年夏の状況に通底しているよ、との示唆が強化されている。単行本化された1983年時点では含まれていなかった、コロナ初年度の一斉休校を巡る政府内の意思決定プロセスの問題に触れた「新版あとがき」（2020年）と、石破茂氏と筆者の対談（2010年「中央公論」）がついているからだ。

安全保障のもう一つの大きな側面である食料安全保障については、残念ながら本書での言及は限られています。2017年1月号のこの「本棚」で当社平澤明彦理事研究員（掲載当時主席研究員）が紹介した『食糧も大丈夫也—開戦・終戦の決断と食糧—』（海野洋 著）も併せてご参照されると、当時の状況をより多面的に追体験できるかもしれませんね。

——中央公論新社 2020年6月

定価720円（税別）289頁——

（常務取締役 小畑秀樹・おばた ひでき）

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「詳細情報を見る」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

2025年6月号をもって巻末統計を廃止しました。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2025年8月号第78巻第8号〈通巻954号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700 FAX 03-3351-1159
URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社

農中総研のホームページ・YouTube公式チャンネルのご案内

『農林金融』などの農林中金総合研究所論文、『農林漁業金融統計』の最新統計データや「農中総研Webセミナー」などの当社動画がいつでもご覧になれます。

<ホームページ>



<YouTube>



よろしければチャンネル登録よろしくお願ひします